

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年6月29日
【事業年度】	第7期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石塚 由成
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【縦覧に供する場所】	西日本高速道路株式会社 東京支社 (東京都港区虎ノ門二丁目10番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月	第6期 平成23年3月	第7期 平成24年3月
営業収益(百万円)	920,314	806,771	868,057	763,433	722,400
経常利益(百万円)	11,623	10,305	16,034	8,768	8,581
当期純利益(百万円)	7,655	5,806	6,726	10,074	2,814
包括利益(百万円)	-	-	-	10,164	2,815
純資産額(百万円)	137,153	141,510	148,292	158,497	161,308
総資産額(百万円)	626,717	698,001	694,315	678,888	732,285
1株当たり純資産額(円)	1,396.63	1,458.34	1,529.14	1,635.00	1,664.65
1株当たり当期純利益金額 (円)	80.58	61.12	70.81	106.04	29.62
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	21.2	19.8	20.9	22.8	21.6
自己資本利益率(%)	5.9	4.3	4.7	6.4	1.8
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	9,448	87,431	67,435	3,824	17,101
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	15,929	19,907	17,158	27,115	13,725
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	21,561	92,785	35,023	8,544	29,321
現金及び現金同等物の期末残 高(百万円)	81,795	67,241	82,495	60,099	92,794
従業員数(人) <外、平均臨時雇用者数>	11,174	11,957 <1,221>	12,327	12,578 <2,434>	12,600 <2,569>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であります。

5. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満の連結会計年度においては、臨時従業員数の記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月	第6期 平成23年3月	第7期 平成24年3月
営業収益(百万円)	903,520	789,584	848,069	741,934	691,587
経常利益(百万円)	7,723	5,448	8,887	2,944	3,740
当期純利益(百万円)	5,487	3,208	2,631	2,423	953
資本金(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額(百万円)	128,494	131,703	134,335	136,758	137,712
総資産額(百万円)	609,400	681,693	676,544	653,564	708,819
1株当たり純資産額(円)	1,352.57	1,386.35	1,414.05	1,439.56	1,449.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	57.76	33.78	27.70	25.51	10.04
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	21.1	19.3	19.9	20.9	19.4
自己資本利益率(%)	4.4	2.5	2.0	1.8	0.7
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-
配当性向(%)	-	-	-	-	-
従業員数(人)	2,568	2,559	2,464	2,394	2,322

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	西日本高速道路(株)設立
平成17年12月	西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)（子会社）設立
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)がサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）に関する事業等を譲受け
平成18年10月	西日本高速道路サービス関西(株)（子会社）、西日本高速道路サービス中国(株)（子会社）、西日本高速道路サービス四国(株)（子会社）、西日本高速道路サービス九州(株)（子会社）、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)（子会社）、西日本高速道路パトロール関西(株)（子会社）、西日本高速道路パトロール九州(株)（子会社）及び西日本高速道路メンテナンス九州(株)（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路メンテナンス中国(株)（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路ロジスティクス(株)（西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)の100%子会社）設立
平成19年2月	西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)及び西日本高速道路サービス九州(株)が料金收受業務に関する事業を、西日本高速道路パトロール関西(株)及び西日本高速道路パトロール九州(株)が交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路サービス四国(株)が料金收受業務及び交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)が料金收受業務、交通管理業務及び保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年3月	西日本高速道路メンテナンス関西(株)（子会社）設立
平成19年3月	(株)エフディー（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング九州(株)へ社名変更）、(株)オーデックス（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング関西(株)へ社名変更）、四国道路エンジニア(株)（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング四国(株)へ社名変更）及び(株)ハーディア（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング中国(株)へ社名変更）の株式を取得し、当社の子会社との議決権をあわせて子会社化
平成19年4月	西日本高速道路メンテナンス九州(株)が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年6月	西日本高速道路メンテナンス中国(株)が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年9月	西日本高速道路メンテナンス関西(株)及び西日本高速道路エンジニアリング四国(株)が保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年10月	西日本高速道路ファシリティーズ(株)（子会社）設立
平成20年3月	西日本高速道路ファシリティーズ(株)が点検・管理業務及び保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成20年4月	西日本高速道路ビジネスサポート(株)（子会社）設立
平成20年7月	西日本高速道路ビジネスサポート(株)が不動産関連業務に関する事業を既存の業務実施会社から譲受け
平成21年3月	一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））の料金徴収期間が満了
平成21年4月	関西国際空港(株)から関西国際空港連絡橋（道路部分）を引き継ぎ、維持管理業務を開始
平成22年7月	芦有ドライブウェイ(株)の株式を(株)日本政策投資銀行とともに取得し子会社化
平成22年11月	西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)が、(株)ハーブス、(株)ポーチェ・オアシス及び(株)クレッセの株式を取得し子会社化
平成23年1月	NEXCO-West USA, Inc.（子会社）設立

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路㈱）、子会社25社及び関連会社12社（平成24年3月31日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、S A・P A事業、その他の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、西日本地域の2府22県（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」（以下「広島呉道路協定」といいます。）、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」（以下「南阪奈道路協定」といいます。）、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」（以下「八木山バイパス協定」といいます。）及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「那覇空港自動車道協定」といいます。）（注2）（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注3）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。当該協定に基づき、新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に引き渡すこととしており、かかる道路資産を、当社は機構から借り受けて、高速道路事業を実施します。道路利用者より徴収する料金には高速道路の公共性に鑑み当社の利潤を含めないことを前提としており、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられます。また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金收受業務	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
交通管理業務	西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
点検・管理業務	西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、西日本高速道路エンジニアリング中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路エンジニアリング九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱
保全作業業務	西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱
その他業務（注4）	西日本高速道路ビジネスサポート㈱、㈱N E X C Oシステムズ、㈱高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・ツール・システム㈱

- （注）1．福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（なお、中日本高速道路㈱（以下「中日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱が事業を営む高速道路は除きます。）
- 2．那覇空港自動車道協定については、平成21年2月19日付で一部変更を行い、料金の徴収期間及び道路資産の貸付期間を平成21年8月19日までから平成21年3月27日までに短縮いたしました。これを受け、平成21年3月28日午前0時をもって、当該協定は期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））は無料開放され、道路の管理についても国に引き継がれております。
- 3．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
- 4．不動産関連、通行料金及び交通量等の電子計算、高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発、料金收受機械保守等の業務であります。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っております。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

（注） 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）（以下「高速自動車国道法」といいます。）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) S A ・ P A 事業

S A ・ P A 事業においては、高速道路の休憩所及び給油所等（以下「商業施設等」といいます。）の建設、管理等を行っており、当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)が182箇所(注)において商業施設等の管理運営を行っております。また、西日本高速道路ロジスティクス(株)、(株)ハーブス、(株)ポーチェ・オアシス及び(株)クレッセは、S A ・ P A 事業にかかる運営の一部を行っております。

（注） 182箇所の商業施設等については、国道2号姫路バイパスの別所パーキングエリア(上下線)の2箇所を含みます。

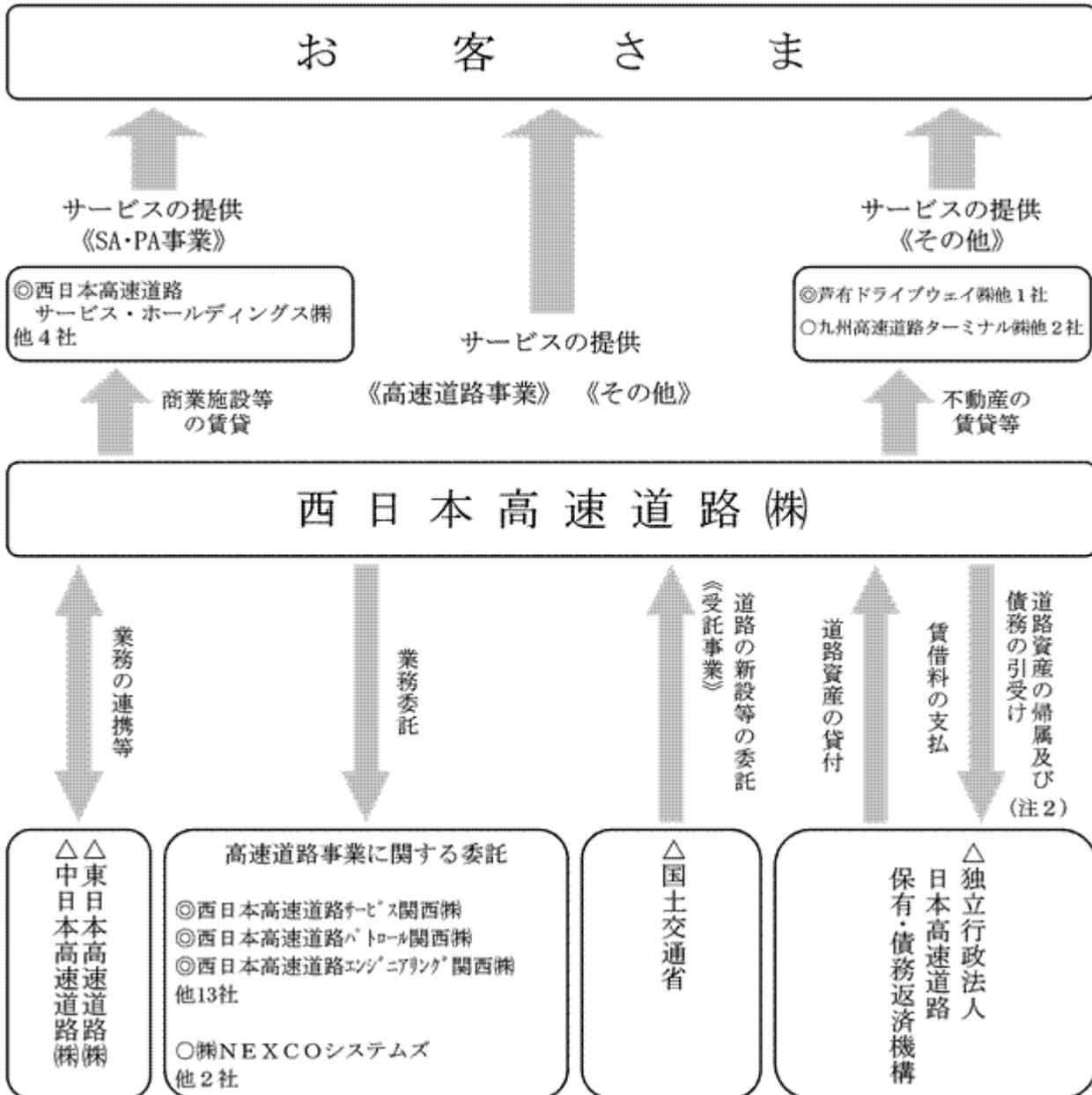
(4) その他

その他においては、駐車場事業、トラクターミナル事業、一般自動車道事業、橋梁点検事業、建設等のコンサルティング事業、海外における高速道路事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、当社が福岡中央自動車駐車場の管理運営を行っております。トラクターミナル事業については、持分法適用関連会社である九州高速道路ターミナル(株)が佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラクターミナルの管理運営を行っております。一般自動車道事業については、連結子会社である芦有ドライブウェイ(株)が、芦屋市と神戸市北区を結ぶ一般自動車道「芦有ドライブウェイ(10.7km)」の管理運営を行っております。橋梁点検事業については、連結子会社であるNEXCO-West USA, Inc. が米国での橋梁点検事業を行っております。

海外における高速道路事業については、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)が海外における道路インフラ事業への展開を目的とし、事業を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. は連結子会社， は持分法適用関連会社， は関連当事者を示しております。

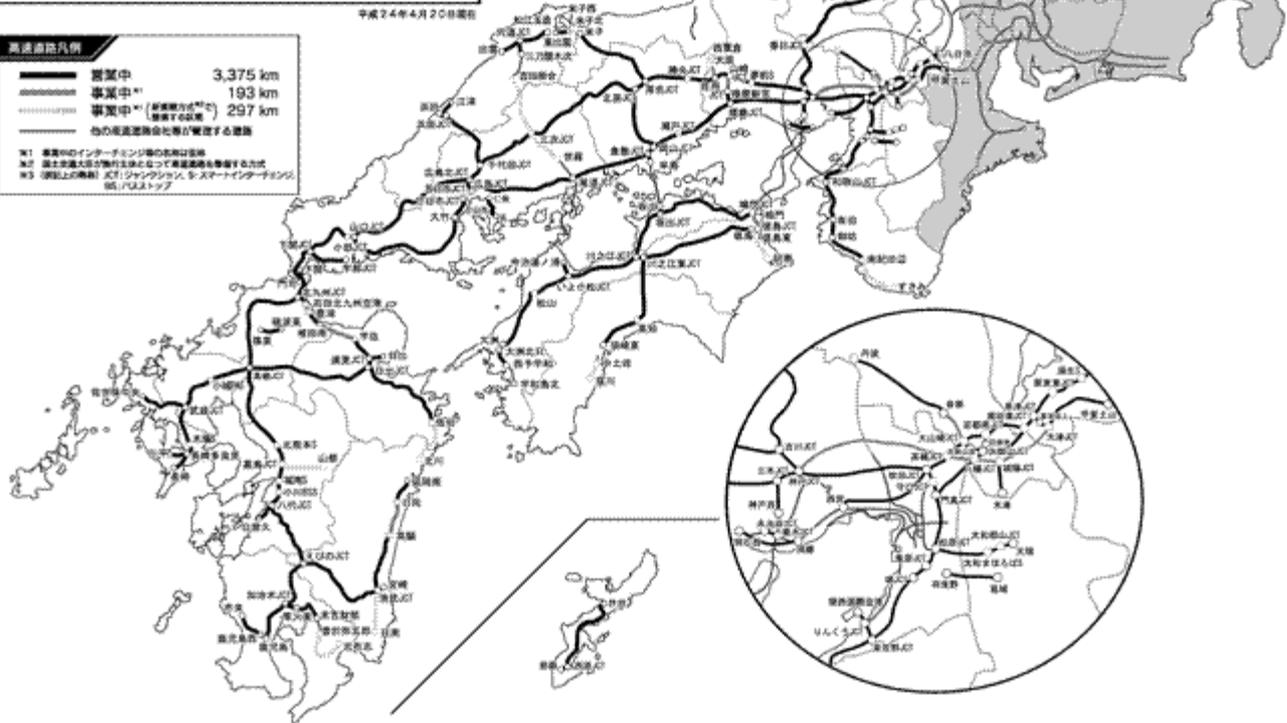
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

西日本高速道路株式会社 道路網図

平成24年4月20日現在

高速道路凡例	
	計画中 3,375 km
	事業中** 193 km
	事業中** (計画線方式***) 297 km
	他の高速道路会社等が管理する道路

*1 事業中のインターチェンジ等の名称は仮称
 *2 国土交通大臣の許可を得た上で高速道路も管理する方式
 *3 道路法の施行期 方式(ジャンクション、スワップインターチェンジ) 既/計画はトップ



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成24年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
西日本高速道路 サービス関西(株)	大阪府 吹田市	70	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路 サービス中国(株)	広島市 南区	50	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路 サービス四国(株)	香川県 高松市	40	高速道路事業	100.0	料金收受業務及び交通管理業務を委託 しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路 サービス九州(株)	福岡県 太宰府市	50	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路総合 サービス沖縄(株)	沖縄県 浦添市	60	高速道路事業	100.0	料金收受業務、交通管理業務、点検・管 理業務及び保全作業業務を委託して おります。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パ トロール関西(株)	大阪市 淀川区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
西日本高速道路パ トロール九州(株)	福岡市 博多区	115	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	大阪府 茨木市	420	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	広島市 東区	350	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	福岡市 中央区	160	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西(株)	大阪府 茨木市	90	高速道路事業	79.2 (27.5)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国(株)	広島市 西区	70	高速道路事業	78.2 (25.8)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
西日本高速道路エンジニアリング四国(株)	香川県 高松市	60	高速道路事業	93.0 (27.4)	点検・管理業務及び保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング九州(株)	福岡市 中央区	80	高速道路事業	81.0 (29.6)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路ファシリティーズ(株)	大阪府 茨木市	160	高速道路事業	100.0	点検・管理業務及び保全作業業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路ビジネスサポート(株)	大阪市 淀川区	30	高速道路事業	100.0	不動産関連業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)	大阪市 北区	110	S A・P A事業	100.0	S A・P A内商業施設の管理運営を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路ロジスティックス(株)	大阪市 北区	30	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
芦有ドライブウェイ(株)	兵庫県 芦屋市	40	その他	51.0	有料道路の管理運営をしております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)ハーブス	大阪市 北区	71	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ポーチェ・オアシス	岡山市 北区	50	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)クレッセ	福岡市 博多区	20	S A・P A事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NEXCO - West USA, Inc. (注3)	米国(ワシントンDC)	\$ 937,500	その他	100.0	橋梁点検技術の販売をしております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。

3. NEXCO - West USA, Inc.の資本金は、現地通貨単位により記載しております。

4. 下記は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条に定める第5号様式の規定に準じて作成された当事業年度末現在の当社の子会社(非連結会社を含まず。)に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

西日本高速道路サービス関西(株)他22社

高速道路事業営業未収入金	2百万円
未収入金	21百万円
前払金	0百万円
<hr/>	
計	24百万円

(2) 持分法適用の関連会社

平成24年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(株)NEXCOシステムズ	東京都 台東区	50	高速道路事業	33.3	通行料金、交通量等の電子計算業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)高速道路総合技術研究所	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託するとともに、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃貸しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名
ハイウェイ・トール・システム(株)	東京都 中央区	75	高速道路事業	19.7 [7.8]	料金収受機械保守業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス	東京都 文京区	15	その他	33.3	当社の保有する車両にかかる損害保険の代理店業務等を実施しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
九州高速道路ターミナル(株)	熊本県 熊本市	539	その他	22.3	佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
日本高速道路インターナショナル(株)	東京都 千代田区	499	その他	28.7	海外における道路インフラ事業への参入を目的としております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっております。

3. 下記は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条に定める第5号様式の規定に準じて作成された当事業年度末現在の当社の関連会社(持分法非適用会社を含まず。)に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

(株)NEXCOシステムズ他5社

未収入金	7百万円
前払金	16百万円
計	24百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	11,436
受託事業	<1,163>
S A・P A事業	766
その他	<1,340>
全社(共通)	398 <66>
計	12,600 <2,569>

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数を<>で外書きしております。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,322	41.0	17.3	7,706,708

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	1,870
受託事業	
S A・P A事業	54
その他	
全社(共通)	398 <66>
計	2,322

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数を<>で外書きしております。なお、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満である場合は、臨時従業員数の記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
5. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況で推移する中、年度後半には生産が回復し個人消費が底堅く推移するなど緩やかに持ち直してきました。

このような事業環境のもと、当社グループでは、危機管理及び防災の体制強化を図るとともに、防災を主軸とした幅広い連携を行うよう各自治体に積極的に働き掛け、当連結会計年度中に21府県及び2政令指定都市と防災等に関する包括的相互協力協定を締結しました。当社グループが管理する高速道路においては、平成23年6月20日に高速道路無料化社会実験が一時凍結され、同日ノンストップ自動料金支払システム(ETC)(以下「ETC」といいます。)の利用者を対象として政府の経済対策の一環として導入された高速道路利便増進事業の休日特別割引(以下「上限料金制(休日1,000円)」)が廃止されました。通行台数については、昨年度から引き続き増加傾向にありましたが、平成23年6月20日以降、高速道路無料化社会実験が一時凍結、上限料金制(休日1,000円)が廃止されたことから減少に転じ、前期比6.3%の減少となりました。

高速道路の料金収入については、前期比10.1%の増加(557,402百万円)となりました。

高速道路事業以外の事業においては、SA・PA事業を中心に展開し、SA・PA事業においては、上限料金制(休日1,000円)廃止の影響などにより、店舗売上は前期比0.5%の減少(141,414百万円)となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益が722,400百万円(前連結会計年度比5.4%減)、営業費用が715,934百万円(同5.3%減)、営業利益が6,466百万円(同8.9%減)、経常利益が8,581百万円(同2.1%減)となりました。当期純利益については、負ののれん発生益の減少等により2,814百万円(同72.1%減)となりました。

なお、各セグメントの概況は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、機構との協定、特措法第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業については、発注時期や施工方法の見直しによるコスト削減に努めつつ、「災害対応力の強化」と「100%の安全・安心への挑戦」を目指し、防災・災害対応の専属組織を設置し事業継続計画の見直しを行うとともに、土木構造物や施設設備の劣化対策を行いました。また、ETCの利用促進を図るとともに、マイレージ割引などETCを活用した各種料金割引に加え、SA・PAのトイレの設備改善などを実施しました。

一方、道路建設事業については、ネットワークバリュー(注)の最大化を実現するため、高速道路ネットワークの形成・充実を図るとともに、その着実な整備を行いました。平成23年7月16日には舞鶴若狭自動車道(小浜西インターチェンジ～小浜インターチェンジ)が開通しました。

その結果、道路資産完成高・完成原価の減少により、当連結会計年度の営業収益は669,696百万円(前連結会計年度比5.7%減)、営業費用は668,103百万円(同5.8%減)となり、料金収入が増加したこと等により、営業利益は1,593百万円(同45.9%増)となりました。

なお、当社単体の高速道路事業は43百万円の営業損失(前事業年度比95.7%減)が生じました。

(注)繋がって一つのシステムとして機能することにより生み出される価値。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道など国土交通大臣からの委託に基づく直轄高速道路事業や一般国道478号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。直轄高速道路事業が縮小したことなどにより、当連結会計年度の営業収益は11,969百万円(前連結会計年度比41.9%減)、営業費用は11,896百万円(同42.5%減)となり、営業利益は73百万円(前連結会計年度は営業損失86百万円)となりました。

(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、当社及び連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社並びにテナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革に向けて、地域性や交通特性などを踏まえた店づくり、品揃え等のブランド戦略を展開し、その先駆けとして、おもてなしの心をコンセプトにしたSA・PAブランド「モテナス」を当社グループ会社が運営する6店舗で開始しました。飲食物販部門の売上は101,068百万円(前連結会計年度比3.2%減)、ガステーションの売上は40,345百万円(同7.1%増)となり、SA・PA事業におけるテナント等の店舗売上は141,414百万円(同0.5%減)となりました。

なお、当連結会計年度は、新たに連結対象となったPA店舗運営会社3社の売上及び費用が加算されたことなどにより、営業収益は34,526百万円(前連結会計年度比37.7%増)、営業費用は28,092百万円(同56.0%増)と

なり、営業利益は6,434百万円（同9.1%減）となりました。

（その他）

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っております。また、当連結会計年度にはインドネシアに駐在員事務所を設置するとともに、他の高速道路会社との共同出資により日本高速道路インターナショナル株式会社を設立し、海外における道路インフラ事業への参入を推し進めてきました。その結果、当連結会計年度のその他全体としては、営業収益は6,755百万円（前連結会計年度比13.9%減）、営業費用は8,404百万円（同4.0%減）となり、営業損失は1,648百万円（同81.4%増）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の期末残高は92,794百万円（前連結会計年度比54.4%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は17,101百万円（前連結会計年度は3,824百万円の使用）となりました。これは主に、たな卸資産の増加額44,512百万円や利息の支払額4,837百万円の計上など資金の使用はあったものの、税金等調整前当期純利益8,408百万円に加え、減価償却費21,004百万円、売上債権の減少額21,022百万円など資金の獲得によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、連結貸借対照表の「仕掛道路資産」に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は13,725百万円（前連結会計年度比49.4%減）となりました。これは主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資15,313百万円などの資金の使用によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は29,321百万円（前連結会計年度は8,544百万円の獲得）となりました。これは主に、建設投資に係る社債、借入金による資金の獲得145,865百万円があった一方、長期借入金及び道路建設関係社債について116,018百万円（機構法第15条第1項による債務引受額115,798百万円を含みます。）等の返済などの資金の使用によるものです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引受けいたします。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりです。

なお、「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」については、後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 損益計算書 営業費用明細書のうち高速道路事業原価明細書」をご参照ください。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

区分	金額(百万円)	
1. 営業収益		
料金収入	557,498	
道路資産完成高	99,391	
その他の売上高	11,097	667,987
2. 営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	0	
受取配当金	131	
土地物件貸付料	5	
工事負担金等受入額	364	
雑収入	176	678
3. 特別利益		
固定資産売却益	42	
その他特別利益	0	42
高速道路事業営業収益等合計		668,708

(注) 収益の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
2. 事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
営業外収益及び特別利益については、営業損益比

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、平成17年10月1日の設立以来、西日本地域の発展のため、「地域社会とともに歩む西日本高速道路(株)」を目指すことを基本とし、同時に働く喜びを感じ、誇りの持てる企業風土づくり、共同で収益を生み協調できるパートナーグループの形成を経営方針として掲げて、業務改善及び意識改革を進めてまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、同日付で国土交通大臣より平成18年度事業計画の認可を受け、平成18年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートいたしました。

高速道路事業においては、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、会社として計画的で効率的な建設計画を策定し、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理についてもお客さまに満足いただける安全・安心な高速道路の提供に努めながら、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力してまいります。なお、高速道路の維持管理業務については、安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、平成18年10月より順次子会社（パートナー会社）を設立し、平成19年9月1日より高速道路の維持管理業務の実施体制が整いました。今後はグループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築してまいります。

また、当社及び機構との間で平成24年4月17日付で全国路線網協定を一部変更し、平成24年4月20日付で国土交通大臣の事業許可を受け、新名神高速道路の未着工区間35km(大津ジャンクション～城陽ジャンクション、八幡ジャンクション～高槻ジャンクション)及び高松自動車道の暫定2車線区間(52km)並びに長崎自動車道の暫定2車線区間(8km)の四車線化に着手することとなりました。当社としては、引き続き事業の推進を図ってまいります。

高速道路のSA・PA事業の展開については、当社グループの経営資源を活用し、お客さまから喜ばれ、地域から愛されるエリア創りを目指して、多様なサービスを提供してまいります。また、東九州自動車道などの新設（新直轄方式）や国や地方公共団体からの受託工事などについても実施してまいります。

さらに、日本道路公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましては、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、入札制度の見直しやコンプライアンス重視の経営を徹底するとともに、談合の背景として指摘された定年前退職・再就職について、早期退職することなく社員一人ひとりがその能力に応じて活力をもって仕事をしていけるような人事制度を構築し、併せて当社グループの目的と考え方を共有できるパートナー会社と一体となって、透明性を高めてまいります。

こうしたなかで、当社グループは、高速道路事業等を通じてお客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献することを目指して事業を進めており、平成22年度までを「経営基盤を確立する期間」と位置づけ取り組みを続けてまいりました。平成23年度から平成27年度までの5年間は、当社グループを取り巻く厳しい環境・情勢下においても、その変化を乗り越えて『自立』し『成長』し続けられる企業グループを目指し、以下の取り組みを行います。

災害対応力の強化

災害対応力の強化を図るため、想定を超えた広範囲の激甚災害にも対応できる仕組みを構築し、発災時には速やかに高速道路を復旧し、被災地域の救急・復旧・復興に貢献します。そして、実効性のある対策を目指して、逐次見直しを行うなど、不断の努力を続けていきます。

100%の安全・安心への挑戦

(ア)お客さまに100%安全で安心してご利用いただける高速道路の実現を目指して、この5年間で死傷事故件数の

2割削減と、死傷事故ゼロの日を3倍に増やすことを目指します。

(イ)デジタル機器を用いた橋梁点検技術や点検データの蓄積等により、劣化予測・診断システムのデファクトスタ

ンダード(注)を目指します。

(ウ)点検から補修まで一貫して行う「道路の総合診療」の実施により、技術品質の向上とコスト削減を実現し、安全・安心を一層向上させます。

お客さまの満足度の更なる向上

SA・PA事業では、地域性や交通特性を踏まえた店づくり・品揃え等のブランド戦略を展開することにより、「

くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」へと変革します。

なお、ブランド戦略については、当社グループが運営する直営店において先駆的に展開し、統一的なサービスの提供や接客水準などの向上により、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めてまいります。

成長のために ～事業創造委員会～

より快適で楽しい、また行きたくなる高速道路と、周辺地域との共生の実現を目指し、『事業創造委員会』を立ち上げ、新たな事業を創造します。

また、企業価値を高め、経営体質を強化するため、リスク管理体制の構築、情報セキュリティへの取り組みを推進するとともに、財務体質の強化及びステークホルダーからの信頼性向上のため、効率的な経営と情報開示に努めて

まいります。

そして、当社グループは、これらの重要な経営課題を一つひとつ、着実に実行していくことによって、地域から愛され、お客さまから喜ばれるグループ、社員全員が働く喜びを感じ誇りの持てるグループを作り上げてまいります。

(注) I S O や J I S などの標準化機関等が定めた規格ではなく、市場競争等により「結果的に事実上標準化」した基準をいいます。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）（以下高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路(株)（以下、「東日本高速道路」といいます。）首都高速道路(株)、中日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、当社、東日本高速道路、首都高速道路(株)、中日本高速道路、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定には、国土交通大臣の認可を必要とします。また、これを変更しようとするときも同様となります。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあっては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

なお、第8期事業年度以降においても、政府が当社の債務に新規に保証契約する予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(オ) 会社の合併（附則第2条）

政府は、本州四国連絡高速道路㈱について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時に、同社と当社との合併に必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 道路整備特別措置法

目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立ち入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めるときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記 eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されており。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、料金徴収のための通行方法を定めるとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。また、高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があると認めるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定に係るものについては3%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（上記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 概要（ウ）その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定に係るものについては3%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（上記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 概要（イ）道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路は、それぞれ、日本道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、S A・P A事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、S A・P Aその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するE T C及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害や大事故、テロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、S A・P Aその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成18年3月31日をもってその利用が終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については未だ確定しておりません。当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、想定している金額を超えた被害額となる可能性もあり、それにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておきませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び那覇空港自動車道協定）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。なお、那覇空港自動車道協定については、平成21年3月28日午前0時をもって、期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道(南風原道路)）は無料開放され、道路の管理は国に引き継がれております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、計画収入から、全国路線網協定にあっては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあっては計画収入の2%並びに八木山バイパス協定にあっては計画収入の3%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、新たな将来交通需要等を反映した計画収入を見直し、経済財政の中長期試算に基づき、将来金利の見直しを行い、また、新名神高速道路の未着工区間着手、高松自動車道及び長崎自動車道の暫定2車線区間の4車線化着手等を反映し、平成24年4月17日付で全国路線網協定を一部変更しています。

(2) 東日本高速道路及び中日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び中日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。上記に基づき、当該個別協定のうち、料金徴収・料金事務センター運営業務は、自動更新され現在に至っております。

また、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路に設置された中央研究所にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っておりましたが、かかる業務が当社、東日本高速道路及び中日本高速道路と共同して行う新設分割により平成19年4月2日に設立された(株)高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結し、自動更新され現在に至っております。

なお、給与・厚生業務に関しましては、中日本高速道路に設置された給与・厚生事務センターにて3社の給与厚生に関する共通業務を取り扱っておりましたが、平成20年10月14日付で個別協定の廃止を3社で合意し、平成20年11月1日より3社それぞれが独自で実施しております。経理・財務業務に関しましては、東日本高速道路に設置された経理・財務事務センターにて3社の経理・財務に関する共通業務を取り扱っておりましたが、平成23年1月31日付で個別協定の廃止を3社で合意し、平成23年2月1日より3社それぞれが独自で実施しております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、867百万円であります。

なお、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社は、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は842百万円であります。

(2) 受託事業、S A ・ P A 事業及びその他に係る研究開発費は24百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があります。かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等其他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

固定資産の減損

当社グループにおいては、平成17年10月1日の当社設立に際し、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき、原則として全ての固定資産を時価で評価しております。なお、当連結会計年度において、重要な減損損失はありません。

(3) 経営成績の分析

営業収益

当連結会計年度における高速道路事業の営業収益については、高速道路無料化社会実験の一時凍結等による料金収入の増加はあったものの、高速道路無料化社会実験等に伴う国からの補填金の減少や道路資産完成高の減少により、669,696百万円(前連結会計年度比5.7%減)となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に11,969百万円(同41.9%減)、S A・P A事業の営業収益については、当連結会計年度より新たに連結対象となったP A店舗運営会社3社の売上等が加算されたことなどにより、34,526百万円(同37.7%増)、その他の営業収益については6,755百万円(同13.9%減)となりました。以上により、当連結会計年度における営業収益は、合計で722,400百万円(同5.4%減)となりました。

営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、協定に基づく機構への賃借料は増加したものの、道路資産完成高の減少により668,103百万円(前連結会計年度比5.8%減)となり、受託事業については、新直轄方式による高速自動車国道の新設事業を中心に11,896百万円(同42.5%減)、S A・P A事業については、高速道路に商業施設を連結することにより必要となる道路法第48条の7及び高速自動車国道法第11条の4の規定に基づき機構に支払う連結料や減価償却費及び、当連結会計年度より新たに連結対象となったP A店舗運営会社3社の売上等が加算されたことなどにより、28,092百万円(同56.0%増)、その他の営業費用については8,404百万円(同4.0%減)となりました。以上により、当連結会計年度における営業費用合計は、715,934百万円(同5.3%減)となりました。

その結果、当連結会計年度における営業利益は合計で6,466百万円(同8.9%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が1,593百万円(同45.9%増)、受託事業が73百万円(前連結会計年度は営業損失86百万円)、S A・P A事業が6,434百万円(前連結会計年度比9.1%減)、その他が営業損失1,648百万円(同81.4%増)であります。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、受取利息68百万円(前連結会計年度比82.5%増)及び土地物件貸付料542百万円(同3.7%増)等の計上により2,310百万円(同17.4%増)、営業外費用は支払利息12百万円(同39.4%減)等の計上により195百万円(同34.9%減)となりました。

経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は8,581百万円(前連結会計年度比2.1%減)となりました。

特別損益

当連結会計年度の特別利益は、固定資産売却益240百万円(前連結会計年度比4.4%減)等の計上により264百万円(同94.8%減)、特別損失は固定資産売却損93百万円(同77.1%増)、固定資産除却損42百万円(同20.7%増)等により437百万円(同25.6%減)となりました。

当期純利益

上記の結果、税金等調整前当期純利益は8,408百万円(前連結会計年度比36.6%減)となり、これに法人税等4,420百万円(同42.4%増)、過年度法人税等1,175百万円及び少数株主損失1百万円(前連結会計年度は少数株主利益89百万円)を控除した当期純利益は2,814百万円(同72.1%減)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(普通社債)の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額19,814百万円（リース資産521百万円を除く）の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額15,681百万円（リース資産462百万円を除く）の設備投資を行いました。

S A・P A事業については、当連結会計年度においては主にS A・P A店舗の増改築等に総額1,929百万円（リース資産58百万円を除く）の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
吹田インターチェンジ他 404箇所等 (大阪府吹田市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	30,173	50,747	0 (0)	11,204	92,124	-
吹田SA(上り線)他254 箇所 (大阪府吹田市他) (注2)	SA・PA事業	SA・PA施設	15,664	413	65,616 (1,483)	70	81,765	-
福岡中央自動車駐車場 (福岡市中央区) (注3)	その他	有料駐車場	84	17	- (-) [5]	3	105	-
トラックターミナル (佐賀県鳥栖市及び熊本 県熊本市)	その他	トラックターミ ナル	2	-	1,230 (118)	-	1,232	-
竹田高架下他132箇所 (京都市伏見区他)	その他	占用施設等	488	17	666 (33)	52	1,225	-
本社他68事業所及び社宅 等 (大阪市北区他) (注4)	全社(共通)	本社、支社及び 社宅等	6,648	170	11,322 (248) [24]	6,146	24,287	2,322

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
2. SA・PA施設の土地には、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸している面積264千㎡を含みます。
3. 福岡中央自動車駐車場の土地を福岡市から占用しており、当連結会計年度における占用料は22百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
4. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は1,599百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
5. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。
6. 現在休止中の主要な設備はありません。
7. 上記の他、リース設備(賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理のリース設備)として情報処理システム機器等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は122百万円であります。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
9. 設備ごとの従業員数は、把握が困難なため記載しておりません。
10. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路 サービス関西(株)	本社他 (大阪府吹田 市他)	高速道路事業	工具・器具 ・備品等	7	0	-	25	33	2,161
西日本高速道路 サービス中国(株)	本社他 (広島市南区 他)	高速道路事業	工具・器具 ・備品等	2	-	-	3	5	896 <134>
西日本高速道路 サービス四国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	工具・器具 ・備品等	2	-	-	20	23	608
西日本高速道路 サービス九州(株)	本社他 (福岡県太宰 府市他)	高速道路事業	電気設備等	1	-	-	12	13	1,386 <177>
西日本高速道路総 合サービス沖縄(株)	本社他 (沖縄県浦添 市他)	高速道路事業	作業器具等	2	1	-	27	32	258
西日本高速道路パ トロール関西(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社宅等	69	0	186 (3)	13	269	566
西日本高速道路パ トロール九州(株)	本社他 (福岡市博多 区他)	高速道路事業	社屋等	66	-	75 (0)	4	146	267
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	354	130	190 (2)	140	815	198 <26>
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	本社他 (広島市東区 他)	高速道路事業	事業所等	196	3	176 (4)	246	623	229
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	48	6	86 (1)	86	228	366 <74>
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	社屋等	636	0	412 (2)	401	1,451	505
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国(株)	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	社屋等	713	35	950 (24)	526	2,225	541 <66>
西日本高速道路エ ンジニアリング四 国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	社屋等	420	10	444 (7)	192	1,068	301
西日本高速道路エ ンジニアリング九 州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	社屋等	1,136	37	1,403 (9)	166	2,744	459
西日本高速道路 ファシリティーズ (株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	作業器具等	61	0	-	143	204	447
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	事業所等	18	-	-	14	32	378 <249>
西日本高速道路 サービス・ホール ディングス(株) (注2)	本社他 (大阪市北区 他)	S A ・ P A 事 業	事務所、営 業用建物等	1,080	1	- [264]	569	1,650	211

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路ロ ジスティックス(株)	本社他 (大阪市北区 他)	S A・P A事 業	事務所、営 業用建物等	39	-	-	78	117	240 <208>
芦有ドライブウェ イ(株)	本社 (兵庫県芦屋 市)	その他	一般自動車 道	85	7	19 (26)	7	120	35
(株)ハーブス	本社他 (大阪市北区 他)	S A・P A事 業	事務所、営 業用建物等	274	0	59 (15)	179	513	71 <535>
(株)ポーチェ・オア シス	本社他 (岡山市北区 他)	S A・P A事 業	事務所・営 業用建物等	58	0	-	55	114	53 <309>
(株)クレッセ	本社他 (福岡市博多 区他)	S A・P A事 業	事務所・営 業用建物等	421	0	35 (11)	98	555	101 <271>

在外子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
N E X C O - W e s t U S A , I n c .	本社(米国ワ シントンD C)	その他	作業器具等	-	12	-	0	12	1

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は10,282百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記の他、リース設備(賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理のリース設備)として情報処理システム機器等を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は123百万円であります。
5. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しております。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 高鍋料金所他	宮崎県児湯郡 高鍋町他	高速道路事業	料金所設備等 (E T C 等)	13,637	-	自己資金	平成24年4月	平成25年3月
当社 山田SA(下り 線)他	福岡県 朝倉市他	SA・PA事 業	営業用建物	1,120	-	自己資金	平成24年4月	平成25年3月
西日本高速道路 サービス・ホー ルディングス㈱	大阪市北区他	SA・PA事 業	営業用建物等	839	-	自己資金	平成24年4月	平成25年3月

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の修繕等を通じ総額144,701百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額99,391百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

	路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
近畿自動車道松原那智勝浦線	和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで(改築)	平成23年5月 平成23年9月 平成24年1月	7,584
西日本高速道路会社が管理する 高速道路に係る高速道路利便増 進事業に関する計画	宮田スマートインターチェンジ、大山高原ス マートインターチェンジ(改築)	平成23年6月 平成23年12月	332
近畿自動車道敦賀線	福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで	平成23年7月	30,674
山陽自動車道吹田山口線	尾道ジャンクション	平成23年9月	204
中国横断自動車道岡山米子線	岡山県真庭市中原から岡山県真庭市榎西まで (改築)	平成23年10月 平成23年12月	7,983
一般国道478号(京都縦貫自動車 道)	京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙 訓郡大山崎町字円明寺まで	平成23年10月 平成24年2月	2,708
山陰自動車道鳥取益田線	島根県出雲市斐川町三絡から島根県出雲市知 井宮町まで	平成23年12月	988
近畿自動車道名古屋神戸線	滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上 田上牧町まで	平成23年12月	7,387
近畿自動車道天理吹田線	大和郡山ジャンクション	平成24年3月	2,388
四国横断自動車道愛南大洲線	西予宇和ジャンクション(改築)	平成24年3月	392
中国横断自動車道尾道松江線	三刀屋木次インターチェンジ(改築)	平成24年3月	395
山陽自動車道宇部下関線	山口県宇部市(改築)	平成24年3月	508
東九州自動車道	宮崎県臼杵郡門川町大字加草から宮崎県日向 市大字財光寺まで	平成24年3月	1,029
東九州自動車道	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江から宮崎県西都 市大字岡富まで	平成24年3月	335
高速自動車国道中央自動車道西 宮線等	修繕	平成23年6月 平成23年9月 平成23年12月 平成24年3月	36,181
一般国道31号(広島呉道路)	修繕	平成23年6月 平成23年12月 平成24年3月	174
一般国道165号及び一般国道166 号(南阪奈道路)	修繕	平成23年6月 平成23年9月 平成23年12月 平成24年3月	75
一般国道201号(八木山バイパ ス)	修繕	平成23年9月 平成23年12月 平成24年3月	46
	合計	-	99,391

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成24年3月31日現在

	区分	年間賃借料 (百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで(八日市インターチェンジを含まない。))	391,319
	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで(甲賀土山インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで(小浜インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中国縦貫自動車道	
	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	
	高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	
	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	
	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	
	高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	
	高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	
	高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	
	高速自動車国道四国縦貫自動車道	
	高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	
	高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	
	高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	
	高速自動車国道東九州自動車道	
	高速自動車国道関西国際空港線	
	高速自動車国道関門自動車道	
	高速自動車国道沖縄自動車道	
	一般国道1号(京滋バイパス)	
	一般国道1号(第二京阪道路)	
	一般国道2号(第二神明道路)	
	一般国道2号(広島岩国道路)	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	
	一般国道9号(安来道路)	
	一般国道9号(江津道路)	
	一般国道10号(椎田道路)	
	一般国道10号(宇佐別府道路)	
	一般国道10号(日出バイパス)	
	一般国道10号(延岡南道路)	
	一般国道10号(隼人道路)	
	一般国道11号(高松東道路)	
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))	
	一般国道34号(長崎バイパス)	
	一般国道42号(湯浅御坊道路)	
一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))		
一般国道478号(京滋バイパス)		
一般国道478号(京都縦貫自動車道)		
一般国道481号(関西国際空港連絡橋)		
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))		
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))		

区分		年間賃借料 (百万円) (注1)
一の路線	一般国道31号(広島呉道路)	2,250
	一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)	1,229
	一般国道201号(八木山バイパス)	1,233
合計		396,032

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また上記賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加算された15,237百万円を含んでおります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注5)	完了(注6)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	32,452	9,049 [2,228]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	97,534	11,670 [43,828]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (注4)	1,870,089	100,603 [102,674]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦 線(注8)	93,612	1,822 [72,876]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	54,886	2,332 [30,833]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	23,582	2,138 [14,915]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	24,770	- [22,067]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取 線	72,417	1,548 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江 線	2,349	63 [947]	平成5年12月	平成25年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	2,340	358 [-]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万 十線(注7)	206,258	62,198 [24,736]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	15,776	2,046 [3,678]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	5,780	1,619 [-]	平成18年4月	平成26年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分 線(注7)	3,363	260 [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	419,441	101,381 [101,710]	平成5年12月	平成29年3月
一般国道1号(第二京阪道路)	107,444	2,924 [102,596]	平成4年11月	平成25年3月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	55,607	19,429 [2,708]	平成13年6月	平成25年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち、「当面着工しない区間」については、平成24年4月17日付で全国路線網協定を一部変更し、平成24年4月20日付で国土交通大臣の事業許可を受け、着手することとなりました。
5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しております。
6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
7. 高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線等のうち「暫定二車線区間の四車線化事業」については、平成21年度第一次補正予算の執行見直しについて(平成21年10月16日閣議決定)により、執行が停止していましたが、平成24年4月17日付で全国路線網協定を一部変更し、平成24年4月20日付で国土交通大臣の事業許可を受け、着手することとなりました。
8. 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線のうち「暫定二車線区間の四車線化事業」につきましては、平成21年度第一次補正予算の執行見直しについて(平成21年10月16日閣議決定)により、執行が停止しておりますが、当該区間の建設予定金額間の総額に含めて記載をしています。
9. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、翌連結会計年度以降最大で1,701,515百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、翌連結会計年度以降最大で40,967百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	95,000,000	95,000,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年10月1日	95,000,000	95,000,000	47,500	47,500	47,500	47,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、日本道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	-	-	-	-	-	-	2	-
所有株式数 (単元)	949,999	-	-	-	-	-	-	949,999	100
所有株式数の 割合(%)	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	-	95,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	-	-
総株主の議決権	-	949,999	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、様々な外部環境・情勢の変化にも対応できる経営基盤の確立を目指して、当面の間は自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、自己資本の充実を図るとともに料金収入の減少または管理費用の増大時に役立てることとし、高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めておりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (非常勤)	-	山中 諄	昭和18年2月1日生	昭和40年4月 南海電気鉄道株式会社入社 昭和62年7月 同 自動車事業本部自動車部長 平成3年4月 同 鉄道事業本部運輸部長 平成5年6月 同 理事 平成7年6月 同 取締役 鉄道事業本部長 平成8年6月 同 取締役 鉄道営業本部副本部長 平成9年6月 同 常務取締役バス営業本部長 平成13年6月 同 代表取締役社長 平成19年6月 同 代表取締役会長兼CEO(現在) 平成24年6月 当社取締役会長(非常勤)(現在)	(注)3	-
代表取締役 社長	-	石塚 由成	昭和24年1月21日生	昭和47年4月 住友金属工業株式会社入社 平成15年4月 同 常務執行役員、経営企画部長 平成17年6月 同 取締役、常務執行役員、経営企画部長 平成17年10月 同 取締役、常務執行役員 平成18年1月 同 取締役、常務執行役員、内部統制プロジェクトチーム長 平成18年2月 同 取締役、常務執行役員 平成18年4月 同 取締役、専務執行役員、経理部長 平成19年4月 同 取締役、専務執行役員 平成22年4月 株式会社SUMCO取締役・副社長(代表取締役) 平成24年6月 当社代表取締役社長(現在)	(注)3	-
代表取締役 専務執行役員	-	酒井 和広	昭和24年12月9日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成15年5月 同 東京建設局長 平成16年4月 同 民営化総合企画局長 平成17年10月 当社執行役員経営企画本部長 平成20年6月 当社常務執行役員 経営企画本部長 平成22年9月 当社取締役専務執行役員 経営企画本部長、保全サービス事業本部長 平成22年10月 当社取締役専務執行役員 平成24年3月 当社取締役専務執行役員 建設事業本部長 平成24年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行役員	-	河本 造	昭和29年2月21日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成11年12月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフリーダー 平成12年6月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同 グループ経営推進本部 グループ経営管理支援グルー プ チーフマネジャー 平成17年10月 当社取締役 平成22年6月 当社取締役 C S 推進本部長 平成22年9月 当社取締役常務執行役員(現在)	(注)3	-
取締役 常務執行役員	-	牧浦 信一	昭和27年3月16日生	昭和52年4月 日本道路公団入社 平成13年9月 同 関西支社 建設第一部長 平成17年7月 同 西日本移行本部 建設事業部長 平成17年10月 当社建設事業本部 建設事業部長 平成18年6月 当社関西支社長 平成20年6月 当社執行役員 関西支社長 平成22年10月 当社常務執行役員 保全サービス事 業本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員(現在)	(注)3	-
取締役 常務執行役員	-	高倉 照正	昭和29年8月11日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成17年10月 当社建設事業本部 建設事業部 建 設事業統括チームリーダー 平成18年6月 当社建設事業本部 建設事業部長 平成21年4月 当社秘書広報部長 平成21年6月 当社執行役員 秘書広報部長 平成22年10月 当社常務執行役員 経営企画本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員(現在)	(注)3	-
取締役 常務執行役員	-	早川 和利	昭和29年9月18日生	昭和52年4月 日本道路公団入社 平成16年7月 同 中国支社 建設部長 平成17年10月 当社中国支社 建設事業部長 平成18年3月 当社関西支社 建設事業部長 平成19年3月 当社関西支社 副支社長 平成20年4月 当社中国支社長 平成21年6月 当社執行役員 中国支社長 平成23年7月 当社常務執行役員 C S 推進本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員(現在)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	-	赤松 健	昭和26年1月30日生	昭和49年4月 株式会社三和銀行入行 平成8年4月 同 心斎橋支店長 平成11年10月 三和カードサービス株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)取締役 大阪支店長(出向) 平成13年4月 株式会社大京 経理部長(出向) 平成13年12月 三信株式会社 総務部長(出向) 平成14年3月 三信株式会社(転籍) 平成14年12月 同 執行役員総務部長 平成15年6月 同 取締役総務部長 平成15年10月 三信東栄株式会社 常務取締役管理本部長 平成18年10月 エムエステイ保険サービス株式会社 常務取締役管理本部副本部長 平成21年4月 同 常務取締役大阪営業本部長 平成21年6月 同 専務取締役大阪営業本部長 平成22年9月 当社監査役(常勤)(現在)	(注)4	-
監査役 (非常勤)	-	惣福脇 亨	昭和17年7月20日生	昭和41年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同 執行役員 経営管理室長 平成14年7月 同 執行役員 熊本支店長 平成16年6月 同 監査役 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在) 平成20年7月 社団法人九州経済連合会 専務理事 (現在)	(注)5	-
監査役 (非常勤)	-	土岐 憲三	昭和13年8月29日生	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 同 防災研究所教授 平成5年4月 同 工学部教授 平成9年12月 同 大学院工学研究科長兼工学部長 平成13年4月 同 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在) 平成20年4月 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構教授(現在)	(注)5	-
計						-

- (注) 1. 取締役会長 山中 諄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成22年9月3日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における迅速な意思決定、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題のひとつであると認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成され、当社取締役会規程に基づき月1回開催を原則とし、必要に応じて随時開催しております。取締役会では、法令及び定款で定められた事項その他業務執行に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の職務の執行の監督を行い、法令に定められた事項のほか必要と認められる事項について報告を受けております。なお、社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。取締役会においては監査役3名も出席しております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、当社監査役会規程に基づき、月1回開催を原則として、必要に応じて随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。なお、社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。

(c) その他

当社では経営会議を原則毎月2回開催しています。経営会議は、取締役、執行役員及び常勤監査役で構成され、会社の経営に関する基本的事項について協議調整を行っております。

会社の内部統制システムの整備状況

(a) 西日本高速道路株式会社コンプライアンス委員会

役員、執行役員及び従業員の遵法精神の徹底とより高度な倫理観の確立を図り、グループの秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止に資するため本社に設置しております。

(b) コンプライアンス通報・相談窓口

自律的に社内秩序や規律の維持を図り、不祥事の抑制・抑止を図るため、社内及び弁護士事務所に設置しております。

(c) NEXCO西日本グループ行動憲章

役員、執行役員及び従業員が様々な局面で実践すべき行動指針として制定しております。

(d) 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年5月2日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号に基づく内部統制の整備及び構築に関する事項を決議しており、平成20年3月28日開催の取締役会においてグループ全体の運営に係る記載を充実させ、当社としての業務の適正化を確保するための体制に係る記載を追加する等の改正を決議しております。

(e) その他

役員、執行役員及び従業員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るために、グループのコンプライアンスの仕組みを説明した資料を整備し周知を図るとともに、グループの各社に対しても同様に周知を図っております。

監査役監査の状況

監査役監査は、3名の社外監査役からなる監査役会において定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役室所属従業員3名については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともにその人事異動については監査役の意見を尊重することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、監査役監査を効率的に行うため、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれの監査結果について意見交換等をするなど連携に努めております。

さらに、取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行うとともに、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合、速やかに当該事項について説明又は報告を行うこととしております。

内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、執行役員1名を監査部担当としております。監査部には、監査部長以下7名の従業員を置いて、当社内部監査規程に基づき、会社業務全般にわたり内部監査を行っております。

会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員・ 業務執行社員	石橋 正紀	新日本有限責任監査法人
	坂井 俊介	
	小市 裕之	

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他17名であります。

社外取締役及び社外監査役

社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役1名及び社外監査役3名と提出会社とは、有価証券報告書提出日現在において、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

		年間報酬総額(千円)
取締役(5名)	社内(5名)	94,836
	社外(0名)	-
監査役(3名)	社内(0名)	-
	社外(3名)	25,140

- (注) 1. 上記員数には、平成24年3月30日付で退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記のほか、役員退職慰労金引当金8,316千円(取締役6,264千円、監査役2,051千円)を当事業年度にて計上しております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置づけ取り組んでおり、経営リスク管理委員会を設置し、リスクの抽出、要因の特定及び分析並びにリスク対応戦略の策定、実施及び評価等を行い、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制の構築を図っております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にしております。

また、グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図っております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者も含まれます。）及び監査役（監査役であった者も含まれます。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(10) 会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

なお、有価証券報告書提出日までに、当該契約を締結した実績はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	73	-	73	24
連結子会社	11	3	9	2
計	84	3	83	26

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行等にかかる影響度調査等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を定めていませんが、当社の事業規模から合理的監査日数等を勘案したうえで、決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が開催する研修へ参加し、情報の収集に努めております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,800	17,902
高速道路事業営業未収入金	72,062	54,251
短期貸付金	17,034	5,039
有価証券	22,700	70,000
仕掛道路資産	289,551	334,745
その他	27,624	25,131
貸倒引当金	19	14
流動資産合計	450,753	507,055
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	75,307	79,593
減価償却累計額	17,849	20,654
減損損失累計額	300	179
建物及び構築物(純額)	57,156	58,759
機械装置及び運搬具	109,227	116,319
減価償却累計額	53,353	64,703
機械装置及び運搬具(純額)	55,874	51,616
土地	84,095	83,298
その他	18,478	19,306
減価償却累計額	7,166	8,443
その他(純額)	11,311	10,862
有形固定資産合計	208,437	204,537
無形固定資産	9,798	9,629
投資その他の資産		
長期前払費用	1,732	1,774
その他	8,035	9,170
貸倒引当金	415	339
投資その他の資産合計	9,352	10,605
固定資産合計	227,588	224,772
繰延資産	545	457
資産合計	678,888	732,285

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,818	11,454
高速道路事業営業未払金	68,340	78,534
1年内返済予定の長期借入金	213	4
未払法人税等	1,816	4,615
受託業務前受金	3,281	3,907
前受金	2,225	1,823
賞与引当金	3,263	3,305
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	160	132
回数券払戻引当金	183	176
その他	23,837	25,150
流動負債合計	111,142	129,105
固定負債		
道路建設関係社債	309,602	304,722
道路建設関係長期借入金	10,000	45,202
長期借入金	61	49
退職給付引当金	62,439	63,378
役員退職慰労引当金	241	298
ETCマイレージサービス引当金	5,427	5,059
その他	21,477	23,162
固定負債合計	409,248	441,872
負債合計	520,390	570,977
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	52,355	55,169
株主資本合計	155,352	158,166
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26	22
為替換算調整勘定	0	2
その他の包括利益累計額合計	27	25
少数株主持分	3,172	3,166
純資産合計	158,497	161,308
負債・純資産合計	678,888	732,285

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営業収益	763,433	722,400
営業費用		
道路資産賃借料	389,092	396,032
高速道路等事業管理費及び売上原価	315,215	259,895
販売費及び一般管理費	¹ 52,025	¹ 60,005
営業費用合計	² 756,333	² 715,934
営業利益	7,100	6,466
営業外収益		
受取利息	37	68
受取配当金	5	8
負ののれん償却額	415	417
持分法による投資利益	117	91
土地物件貸付料	523	542
工事負担金等受入額	178	364
その他	689	816
営業外収益合計	1,967	2,310
営業外費用		
支払利息	20	12
その他	279	182
営業外費用合計	299	195
経常利益	8,768	8,581
特別利益		
固定資産売却益	³ 252	³ 240
負ののれん発生益	4,755	-
その他	79	23
特別利益合計	5,087	264
特別損失		
固定資産売却損	⁴ 52	⁴ 93
固定資産除却損	⁵ 35	⁵ 42
損害賠償金	-	229
その他	⁶ 499	⁶ 71
特別損失合計	587	437
税金等調整前当期純利益	13,268	8,408
法人税、住民税及び事業税	5,209	5,406
過年度法人税等	-	1,175
法人税等調整額	2,104	985
法人税等合計	3,104	5,596
少数株主損益調整前当期純利益	10,164	2,812
少数株主利益又は少数株主損失()	89	1
当期純利益	10,074	2,814

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	10,164	2,812
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	3
為替換算調整勘定	0	1
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	0	1 2
包括利益	10,164	2,815
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,057	2,816
少数株主に係る包括利益	107	1

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,500	47,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
当期首残高	55,497	55,497
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	55,497	55,497
利益剰余金		
当期首残高	42,281	52,355
当期変動額		
当期純利益	10,074	2,814
当期変動額合計	10,074	2,814
当期末残高	52,355	55,169
株主資本合計		
当期首残高	145,278	155,352
当期変動額		
当期純利益	10,074	2,814
当期変動額合計	10,074	2,814
当期末残高	155,352	158,166
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10	26
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	3
当期変動額合計	16	3
当期末残高	26	22
為替換算調整勘定		
当期首残高	-	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	0	2
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10	27
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17	2
当期変動額合計	17	2
当期末残高	27	25

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主持分		
当期首残高	3,024	3,172
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	148	6
当期変動額合計	148	6
当期末残高	3,172	3,166
純資産合計		
当期首残高	148,292	158,497
当期変動額		
当期純利益	10,074	2,814
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	130	3
当期変動額合計	10,205	2,810
当期末残高	158,497	161,308

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,268	8,408
減価償却費	19,813	21,004
負ののれん償却額	415	417
負ののれん発生益	4,755	-
退職給付引当金の増減額（ は減少）	827	871
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	21	56
賞与引当金の増減額（ は減少）	32	42
ETCマイレージサービス引当金の増減額（ は減少）	448	368
貸倒引当金の増減額（ は減少）	62	80
受取利息及び受取配当金	43	77
支払利息	4,816	4,896
固定資産売却損益（ は益）	199	147
固定資産除却損	974	1,208
売上債権の増減額（ は増加）	17,618	21,022
たな卸資産の増減額（ は増加）	9,880	44,512
仕入債務の増減額（ は減少）	5,100	7,681
その他	9,244	6,268
小計	11,703	25,859
利息及び配当金の受取額	49	90
利息の支払額	5,119	4,837
法人税等の支払額	10,533	4,527
法人税等の還付額	75	516
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,824	17,101
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	120
定期預金の払戻による収入	-	711
固定資産の取得による支出	29,409	15,313
固定資産の売却による収入	471	474
有価証券の償還による収入	-	700
投資有価証券の取得による支出	42	34
投資有価証券の売却による収入	1	77
関係会社株式の取得による支出	-	286
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2 1,886	2 -
その他	22	64
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,115	13,725
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	83,000	81,000
長期借入金の返済による支出	93,850	46,018
道路建設関係社債発行による収入	74,848	64,865
道路建設関係社債償還による支出	55,000	70,000
その他	453	525
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,544	29,321
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	2
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	22,395	32,694
現金及び現金同等物の期首残高	82,495	60,099
現金及び現金同等物の期末残高	1 60,099	1 92,794

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債償還による支出 55,000百万円及び長期借入金の返済による支出 93,850百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 55,000百万円及び93,704百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額9,880百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4条までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額153,615百万円が含まれています。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債償還による支出 70,000百万円及び長期借入金の返済による支出 46,018百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 70,000百万円及び45,798百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 44,512百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4条までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額99,391百万円が含まれています。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 23社

会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)、西日本高速道路ロジスティックス(株)、西日本高速道路サービス関西(株)、西日本高速道路サービス中国(株)、西日本高速道路サービス四国(株)、西日本高速道路サービス九州(株)、西日本高速道路パトロール関西(株)、西日本高速道路パトロール九州(株)、西日本高速道路総合サービス沖縄(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路エンジニアリング関西(株)、西日本高速道路エンジニアリング中国(株)、西日本高速道路エンジニアリング四国(株)、西日本高速道路エンジニアリング九州(株)、西日本高速道路ファシリティーズ(株)、西日本高速道路ビジネスサポート(株)、芦有ドライブウェイ(株)、(株)ハープス、(株)ポーチェ・オアシス、(株)クレッセ、NEXCO - West USA, Inc.

(2) 非連結子会社の数 2社

会社の名称

(株)ハートネット、沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも当期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 6社

会社の名称

九州高速道路ターミナル(株)、(株)NEXCOシステムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO保険サービス、ハイウェイ・トール・システム(株)、日本高速道路インターナショナル(株)

当連結会計年度において、新規設立に伴い、日本高速道路インターナショナル(株)を持分法適用の関連会社に含めています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社数 2社

会社の名称

(株)ハートネット、沖縄道路サービス(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社数 6社

会社の名称

T S K(株)、(株)富士技建、(株)ドゥユー大地、(株)オーディエム、(株)ストラメンテック、山田金属防蝕(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても当期連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しています。

役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(7) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する期間の見積りが可能なものは、その見積年数で均等償却しています。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しています。

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。

平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

【表示方法の変更】

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、独立掲記していた流動資産の「未収入金」は、資産の総額の100分の5以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「未収入金」に表示していた9,555百万円は、「その他」として組替えしています。

前連結会計年度において、独立掲記していた固定負債の「負ののれん」は、負債及び純資産の総額の100分の1以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、固定負債の「負ののれん」に表示していた6,941百万円は、「その他」として組替えしています。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「工事負担金等受入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

前連結会計年度において、独立掲記していた営業外収益の「保険解約返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「保険解約返戻金」に表示していた215百万円、「その他」に表示していた652百万円は、「工事負担金等受入額」178百万円、「その他」689百万円として組替えしています。

前連結会計年度において、独立掲記していた営業外費用の「支払補償費」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

前連結会計年度において、独立掲記していた営業外費用の「たな卸資産処分損」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「支払補償費」に表示していた35百万円、「たな卸資産処分損」に表示していた111百万円は、「その他」として組替えしています。

前連結会計年度において、独立掲記していた特別損失の「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、特別損失の「減損損失」に表示していた432百万円は、「その他」として組替えしています。

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、独立掲記していた営業活動によるキャッシュ・フローの「減損損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「減損損失」に表示していた432百万円は、「その他」として組替えしています。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号）を適用しています。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
道路建設関係社債	309,602百万円 (額面額 310,400百万円)	304,722百万円 (額面額 305,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構に引き渡した社債	175,000	175,000

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産(その他)	1,784百万円	2,210百万円
うち、共同支配企業に対する投資の金額	1,008	1,346

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	4,387,963百万円	4,291,226百万円
東日本高速道路株式会社	19,214	12,385
中日本高速道路株式会社	12,172	8,552
計	4,419,349	4,312,164

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っております。

日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	11,736百万円	9,390百万円

民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	474,682百万円	435,480百万円

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額	100,000百万円	100,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000	100,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
給与手当	9,884百万円	11,027百万円
賞与引当金繰入額	792	889
役員退職慰労引当金繰入額	70	106
E T Cマイレージサービス引当 金繰入額	5,427	5,059
利用促進費	21,944	22,239

2 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	2,103百万円	867百万円

3 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	64百万円
機械装置及び運搬具	34	41
土地	215	135
無形固定資産	0	-
計	252	240

4 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	18百万円
機械装置及び運搬具	2	7
土地	49	66
その他	-	0
計	52	93

5 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物及び構築物	26百万円	26百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	4	7
無形固定資産	3	7
計	35	42

6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

場所	用途	種類
山口県下関市壇之浦町ほか	遊休資産	建物及び構築物、土地

当社グループは、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(432百万円)として特別損失に計上しています。その内訳は、建物及び構築物161百万円、土地270百万円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、売却が困難である遊休資産については備忘価額をもって評価しています。

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当連結会計年度において、重要な減損損失はありません。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	3百万円
組替調整額	-
税効果調整前	3
税効果額	0
その他有価証券評価差額金	3

為替換算調整勘定：

当期発生額	1
-------	---

持分法適用会社に対する持分相当額：

当期発生額	0
その他の包括利益合計	2

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
普通株式	95,000,000	-	-	95,000,000

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	21,800百万円	17,902百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付現 先(短期貸付金勘定)	17,000	5,000
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	22,000	70,000
計	60,800	92,902
預入期間3ヶ月超の定期預金(現金 及び預金勘定)	700	108
現金及び現金同等物	60,099	92,794

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 芦有ドライブウェイ(株)

株式の取得により新たに芦有ドライブウェイ(株)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに芦有ドライブウェイ(株)株式の取得価額と芦有ドライブウェイ(株)取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	120百万円
固定資産	74
流動負債	33
固定負債	17
負ののれん	7
少数株主持分	70
芦有ドライブウェイ(株)株式の取得価額	66
芦有ドライブウェイ(株)の現金及び現金同等物	117
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	51

(2) (株)ハープス

株式の取得により新たに(株)ハープスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに(株)ハープス株式の取得価額と(株)ハープス取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	3,539百万円
固定資産	1,082
繰延資産	1
流動負債	451
固定負債	106
負ののれん	1,790
(株)ハープス株式の取得価額	2,276
(株)ハープスの現金及び現金同等物	2,930
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	654

(3) ㈱ポーチェ・オアシス

株式の取得により新たに㈱ポーチェ・オアシスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに㈱ポーチェ・オアシス株式の取得価額と㈱ポーチェ・オアシス取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	4,001百万円
固定資産	449
流動負債	429
固定負債	57
負ののれん	1,310
㈱ポーチェ・オアシス株式の取得価額	2,653
㈱ポーチェ・オアシスの現金及び現金同等物	3,133
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	479

(4) ㈱クレッセ

株式の取得により新たに㈱クレッセを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに㈱クレッセ株式の取得価額と㈱クレッセ取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	1,667百万円
固定資産	1,247
繰延資産	1
流動負債	385
固定負債	64
負ののれん	1,647
㈱クレッセ株式の取得価額	819
㈱クレッセの現金及び現金同等物	1,520
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	701

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	308百万円	223百万円	85百万円
その他(工具器具備品)	1,048	859	189
無形固定資産(ソフトウェア)	74	60	14
合計	1,432	1,142	289

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	386百万円	336百万円	49百万円
その他(工具器具備品)	931	888	43
無形固定資産(ソフトウェア)	63	56	6
合計	1,381	1,281	100

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	219百万円	79百万円
1年超	70	21
合計	289	100

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	416百万円	246百万円
減価償却費相当額	416	246

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	338,163百万円	377,656百万円
1年超	18,625,579	18,297,888
合計	18,963,743	18,675,544

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 - 加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 - 実績料金収入）が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	341百万円	409百万円
1年超	936	765
合計	1,277	1,174

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関係会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について社内規程に基づき、各部署が主要の取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価値に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	21,800	21,800	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	72,062 19		
	72,043	72,043	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	22,970	22,970	-
資産計	116,814	116,814	-
(1) 高速道路事業営業未払金	68,340	68,340	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	213	215	1
(3) 道路建設関係社債	309,602	325,059	15,457
(4) 道路建設関係長期借入金	10,000	10,005	5
(5) 長期借入金	61	62	0
負債計	388,217	403,683	15,465

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	17,902	17,902	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	54,251 14		
	54,236	54,236	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	70,274	70,274	-
資産計	142,414	142,414	-
(1) 高速道路事業営業未払金	78,534	78,534	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	4	4	0
(3) 道路建設関係社債	304,722	323,308	18,585
(4) 道路建設関係長期借入金	45,202	45,246	44
(5) 長期借入金	49	50	0
負債計	428,512	447,143	18,631

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利で借り入れている借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、変動金利の利率の見直しが2月末であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格を持って算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	2,086	2,452

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,019	-	-	-
高速道路事業営業未収入金	72,062	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	700	100	-	-
(2) その他	22,000	-	-	-
合計	114,781	100	-	-

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,510	-	-	-
高速道路事業営業未収入金	54,251	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	-	100	-	-
(2) その他	70,000	-	-	-
合計	140,761	100	-	-

4. 社債、道路建設関係長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成23年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	-	20,000	-	40,000	250,400
道路建設関係長期借 入金	-	-	10,000	-	-	-
長期借入金	213	5	5	5	5	38
合計	213	5	30,005	5	40,005	250,438

当連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	-	15,000	40,000	85,000	165,400
道路建設関係長期借 入金	-	-	45,202	-	-	-
長期借入金	4	4	4	4	4	30
合計	4	4	60,206	40,004	85,004	165,430

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	84	63	20
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	66	66	0
	小計	151	130	20
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	18	21	2
	(2) 債券	800	901	101
	(3) その他	22,001	22,001	0
	小計	22,819	22,924	104
合計		22,970	23,054	83

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	87	63	23
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	66	66	0
	小計	254	229	24
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	19	21	1
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	70,001	70,001	0
	小計	70,020	70,022	2
合計		70,274	70,252	22

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1	-	-

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	77	19	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	77	19	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、当該事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、当該事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。
なお、一部の連結子会社において、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成23年3月31日現在)
年金資産の額	227,747百万円	225,494百万円
年金財政計算上の給付債務の額	258,280	253,510
差引額	30,533	28,015

(2) 制度全体に占める当社グループの給与総額割合

前連結会計年度 4.38% (自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当連結会計年度 5.30% (自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の剰余金又は不足金(前連結会計年度2,214百万円、当連結会計年度 11,196百万円)、未償却過去勤務債務残高(前連結会計年度 15,570百万円、当連結会計年度 13,635百万円)、資産評価調整加算額(前連結会計年度 17,177百万円、当連結会計年度 3,183百万円)であり、当社グループは、連結財務諸表上、特別掛金を前連結会計年度688百万円、当連結会計年度138百万円費用処理しています。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)
(1) 退職給付債務	104,635	108,295
(2) 年金資産	34,903	36,772
(3) 未積立退職給付債務((1)+(2))	69,732	71,523
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	151	126
(5) 未認識数理計算上の差異	7,711	8,651
(6) 未認識過去勤務債務(注)1	351	347
(7) 連結貸借対照表計上額純額 ((3) + (4) + (5) + (6))	62,220	63,092
(8) 前払年金費用	218	285
(9) 退職給付引当金((7)-(8))	62,439	63,378

(注) 1. 一部の連結子会社において、退職一時金制度の変更が行われたこと等により、過去勤務債務が発生しています。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) (百万円)
(1) 勤務費用(注)1,2	3,854	3,933
(2) 利息費用	2,045	2,046
(3) 期待運用収益	110	421
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	25	25
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	961	1,107
(6) 過去勤務債務の費用処理額	28	28
(7) 臨時に支払った割増退職金等(注)3	13	8
(8) 退職給付費用 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7))	6,762	6,670

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しています。

3. 転籍者に対して支払った割増退職金です。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準(一部の連結子会社はポイント基準)

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.20 ~ 2.50%	1.00 ~ 2.00%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
0.00 ~ 2.50%	0.00 ~ 2.50%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

3年~15年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しています。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

3年~15年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度(一部の連結子会社は発生した連結会計年度)から費用処理することとしています。)

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

連結子会社のうち1社は15年

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	25,173百万円	22,600百万円
E T Cマイレージサービス引当金	2,205	1,800
継続損益工事費	1,397	1,588
賞与引当金	1,223	1,286
減価償却費	538	608
連結会社間内部利益消去	462	506
ハイウェイカード前受金	364	302
事業税	294	378
その他	1,615	2,983
繰延税金資産小計	33,274	32,055
評価性引当額	27,797	25,579
繰延税金資産合計	5,477	6,476
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	56
前払年金費用	43	20
その他	325	305
繰延税金負債合計	369	382
繰延税金資産の純額	5,108	6,093

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	3,581百万円	4,459百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,543	1,692
固定負債 - 繰延税金負債	16	58

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
評価性引当額	3.6	2.1
寄付金等永久に損金に算入されない項目	1.6	3.1
過年度法人税等	-	14.2
税額控除	1.2	2.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	5.2
その他	14.0	3.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.4	66.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付けで「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(法律第117号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する連結会計年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しています。

この変更により、当連結会計年度末の繰延税金資産の純額が429百万円減少し、法人税等調整額が430百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14～35年と見積り、割引率は1.508～2.306%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	214百万円	242百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23	9
時の経過による調整額	4	4
期末残高	242	257

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用したことによる期首時点における残高です。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有しています。また、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。なお、賃貸オフィスビルやサービスエリア、パーキングエリアの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	3,166	2,629
期中増減額	536	43
期末残高	2,629	2,673
期末時価	2,434	2,276
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	86,831	87,837
期中増減額	1,005	884
期末残高	87,837	86,952
期末時価	86,195	91,443

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(1,603百万円)及び建設仮勘定(2,096百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,345百万円)及び減損損失(432百万円)です。当連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(647百万円)及び建設仮勘定(1,612百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,640百万円)です。
3. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	907	924
賃貸費用	617	673
差額	290	250
その他(売却損益等)	271	93
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
賃貸収益	25,238	34,611
賃貸費用	18,065	28,172
差額	7,173	6,438
その他(売却損益等)	-	-

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上していません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとし事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上 額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	710,342	20,609	25,081	756,032	7,401	763,433	-	763,433
セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	-	0	26	444	471	471	-
計	710,367	20,609	25,082	756,059	7,846	763,905	471	763,433
セグメント利益又は損失()	1,092	86	7,076	8,083	908	7,174	73	7,100
セグメント資産	477,030	10,278	100,736	588,046	8,473	596,519	82,368	678,888
その他の項目								
減価償却費	15,944	0	1,453	17,397	290	17,688	2,125	19,813
持分法適用会社への投資額	1,423	-	-	1,423	296	1,720	-	1,720
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	14,778	-	2,214	16,992	713	17,706	2,231	19,938

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 73百万円には、セグメント間取引消去 73百万円が含まれています。

(2) セグメント資産の調整額82,368百万円には、債権の相殺消去 7,572百万円、全社資産89,941百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額2,125百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,231百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上 額 (注)3
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	669,669	11,969	34,521	716,160	6,239	722,400	-	722,400
セグメント間の内部売上高 又は振替高	27	-	4	32	515	548	548	-
計	669,696	11,969	34,526	716,193	6,755	722,949	548	722,400
セグメント利益又は損失()	1,593	73	6,434	8,101	1,648	6,453	13	6,466
セグメント資産	505,330	7,433	107,355	620,119	9,367	629,486	102,798	732,285
その他の項目								
減価償却費	16,916	0	1,743	18,660	271	18,931	2,073	21,004
持分法適用会社への投資額	1,528	-	-	1,528	580	2,109	-	2,109
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	16,144	-	1,988	18,132	439	18,572	1,784	20,356

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額13百万円には、セグメント間取引消去13百万円が含まれています。

(2) セグメント資産の調整額102,798百万円には、債権の相殺消去 17,157百万円、全社資産 119,956百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額2,073百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,784百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	506,237	153,615	103,580	763,433

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	557,402	99,391	65,607	722,400

2. 地域ごとの情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	153,615	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	99,391	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分されていません。当該減損損失は432百万円です。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	415	415
当期末残高	6,941	6,941

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	417	417
当期末残高	6,523	6,523

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度に、S A・P A事業において4,748百万円の負ののれん発生益を計上しています。これは、平成22年11月30日付で㈱ハープス、㈱ポーチェ・オアシス、㈱クレッセの株式を取得し、子会社化したことによるものです。

また、その他において、7百万円の負ののれん発生益を計上しています。これは、平成22年7月7日付で芦有ドライブウェイ㈱の株式を取得し、子会社化したことによるものです。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1) (注2)	15,326	未収入金	7,184
									受託業務前受金	2,874
						高速道路無料化社会実験	社会実験による補填金の受入	48,954	高速道路事業営業未収入金	11,637

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入 (注1) (注2)	11,070	未収入金	3,628
									受託業務前受金	3,489
						高速道路無料化社会実験	社会実験による補填金の受入	10,665	-	-

(注) 1. 上記取引の取引条件については、一般の取引条件と同様に決定しています。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれています。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,983,550	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	389,092	高速道路事業営業未払金	40,255
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡(注2)	153,615	高速道路事業営業未収入金	15,624
							債務の引渡及び債務保証(注3)	148,704	-	-
							借入金連帯債務	債務保証(注4)(注5)	4,725,677	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証(注5)	19,214	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等(注6)	22,029	高速道路事業営業未払金	3,580
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証(注5)	12,172	-	-

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	5,114,374	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	396,032	高速道路事業営業未払金	50,060
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡(注2)	99,391	高速道路事業営業未収入金	3,972
							債務の引渡及び債務保証(注3)	115,798	-	-
							借入金連帯債務	債務保証(注4)(注5)	4,620,299	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証(注5)	12,385	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等(注6)	22,044	高速道路事業営業未払金	3,834
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金連帯債務	債務保証(注5)	8,552	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間の道路資産の貸付料を含む協定に基づいて決定しています。
2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
5. 日本道路公団民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、相互の取り決めにより、精算処理を行っています。
7. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	106.04円	29.62円
(算定上の基礎)		
当期純利益金額(百万円)	10,074	2,814
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	10,074	2,814
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,635.00円	1,664.65円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	158,497	161,308
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	3,172	3,166
(うち少数株主持分)(百万円)	(3,172)	(3,166)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	155,325	158,141
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会の決議（社債1,300億円以内）に基づき、平成24年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第14回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	250億円
利率	年0.277パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成24年5月8日
償還期日	平成27年3月20日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2. 重要な契約の変更

当社は、平成24年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成24年4月17日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成24年4月20日付けで許可を受けています。

これにより、平成24年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、195,493億円から187,340億円に減額されることとなっています。

なお、実績料金収入が協定において定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされています。

また、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（リース取引関係）」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	380,061百万円
1年超	17,518,972
合計	17,899,034

3. 重要な子会社の設立

当社は、平成23年11月17日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社L i g a r i c（リーガレック）を平成24年4月2日に設立しました。

目的	ナノバブル（ナノサイズの微細気泡）技術を清掃など道路事業における活用から農業など多様な分野への適用拡大を目的としています。
商号	株式会社L i g a r i c
事業内容	ナノバブル関連事業
設立年月日	平成24年4月2日
所在地	大阪府吹田市
代表者	代表取締役社長 南大津 等
資本金	75百万円
取得する株式の数	10,000株
取得価額	100百万円
取得後の持分比率	当社66.7%（株式会社協和機設33.3%）

4. 株式取得による会社等の買収

(1) 株式会社富士技建

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社富士技建の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しました。

目的	橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としています。
商号	株式会社富士技建
事業内容	道路及び附帯する施設の維持修繕工事及び補修技術開発
資本金	80百万円
取得する株式の数	235,000株
取得価額	425百万円
取得後の持分比率	100%

(2) 株式会社ドーユー大地

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社ドーユー大地の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しました。

目的	橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としています。
商号	株式会社ドーユー大地
事業内容	道路及び附帯する施設の調査設計
資本金	70百万円
取得する株式の数	3,867株
取得価額	137百万円
取得後の持分比率	100%

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	政府保証第1回西日本高速道路 債券	平成 17.11.25	39,976	39,982	1.6	有	平成 27.11.25
当社	政府保証第2回西日本高速道路 債券	平成 18.10.25	9,997	9,997	1.8	有	平成 28.10.25
当社	政府保証第3回西日本高速道路 債券	平成 18.11.28	14,949	14,958	1.8	有	平成 28.11.28
当社	政府保証第4回西日本高速道路 債券	平成 18.12.19	14,970	14,975	1.7	有	平成 28.12.19
当社	政府保証第5回西日本高速道路 債券	平成 19.1.25	24,928	24,940	1.8	有	平成 29.1.25
当社	政府保証第6回西日本高速道路 債券	平成 19.2.27	9,991	9,992	1.8	有	平成 29.2.27
当社	政府保証第7回西日本高速道路 債券	平成 19.3.27	9,970	9,975	1.7	有	平成 29.3.27
当社	政府保証第8回西日本高速道路 債券	平成 19.5.21	19,951	19,959	1.7	有	平成 29.5.19
当社	政府保証第9回西日本高速道路 債券	平成 19.6.27	9,996	9,997	1.9	有	平成 29.6.27
当社	政府保証第10回西日本高速道路 債券	平成 19.10.29	9,987	9,989	1.8	有	平成 29.10.27
当社	政府保証第11回西日本高速道路 債券	平成 19.11.28	9,950	9,958	1.7	有	平成 29.11.28
当社	政府保証第12回西日本高速道路 債券	平成 20.1.29	19,892	19,908	1.5	有	平成 30.1.29
当社	政府保証第13回西日本高速道路 債券	平成 20.3.27	11,933	11,943	1.4	有	平成 30.3.27
当社	政府保証第14回西日本高速道路 債券	平成 20.5.21	9,971	9,975	1.7	有	平成 30.5.21
当社	政府保証第15回西日本高速道路 債券	平成 20.6.16	9,982	9,984	1.8	有	平成 30.6.15
当社	政府保証第16回西日本高速道路 債券	平成 20.11.18	9,969	9,973	1.6	有	平成 30.11.16
当社	政府保証第17回西日本高速道路 債券	平成 21.1.28	9,934	9,942	1.3	有	平成 31.1.28
当社	政府保証第18回西日本高速道路 債券	平成 21.3.27	6,961	6,966	1.3	有	平成 31.3.27
当社	政府保証第19回西日本高速道路 債券	平成 21.4.16	14,958	14,963	1.4	有	平成 31.4.16
当社	政府保証第20回西日本高速道路 債券	平成 21.7.29	9,991	9,992	1.4	有	平成 31.7.29
当社	政府保証第21回西日本高速道路 債券	平成 22.3.29	11,339	11,345	1.3	有	平成 32.3.27
当社	西日本高速道路株式会社第10回 社債(注1)	平成 23.2.16	20,000	-	0.423	有	平成 25.12.20
当社	西日本高速道路株式会社第11回 社債(注1)	平成 23.5.18	-	-	0.362	有	平成 26.3.20
当社	西日本高速道路株式会社第12回 社債(注1)	平成 23.9.15	-	-	0.288	有	平成 26.9.19
当社	西日本高速道路株式会社第13回 社債	平成 24.2.9	-	15,000	0.347	有	平成 27.3.20
合計	-	-	309,602	304,722	-	-	-

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は70,000百万円です。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	15,000	40,000	85,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	213	4	1.73	-
1年以内に返済予定のリース債務	462	548	-	-
道路建設関係長期借入金	10,000	45,202	0.63	平成26.11.28～ 平成27.2.27
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	61	49	1.85	平成29.2.26～ 平成45.8.26
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	2,014	1,953	-	-
その他有利子負債				
流動負債				
その他(1年以内返済予定建設協力預り金)	1	1	0.50	-
固定負債				
その他(建設協力預り金(1年以内に返済予定のものを除く))	4	1	0.50	平成26.9.22
合計	12,757	47,761	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は45,798百万円です。
3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。
ただし、一部の連結子会社はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していません。
4. 道路建設関係長期借入金、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	-	45,202	-	-
長期借入金	4	4	4	4
リース債務	510	454	366	278
その他有利子負債				
固定負債				
その他	1	0	-	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,402	14,143
高速道路事業営業未収入金	72,064	54,253
未収入金	10,138	5,494
短期貸付金	3 17,026	3 5,753
リース投資資産(純額)	5	10
有価証券	22,000	70,000
仕掛道路資産	290,691	336,001
原材料	748	755
貯蔵品	1,033	978
受託業務前払金	1,963	1,897
前払金	431	389
前払費用	363	411
繰延税金資産	2,450	3,420
その他の流動資産	4,264	5,081
貸倒引当金	19	14
流動資産合計	439,565	498,577
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,749	1,765
減価償却累計額	479	569
建物(純額)	1,270	1,195
構築物	30,922	34,405
減価償却累計額	4,489	5,427
構築物(純額)	26,432	28,977
機械及び装置	93,976	99,116
減価償却累計額	43,118	52,552
機械及び装置(純額)	50,858	46,563
車両運搬具	13,314	15,041
減価償却累計額	9,150	10,858
車両運搬具(純額)	4,164	4,183
工具、器具及び備品	6,314	6,577
減価償却累計額	3,858	4,276
工具、器具及び備品(純額)	2,456	2,300
土地	0	0
建設仮勘定	4,223	3,588
有形固定資産合計	89,405	86,809
無形固定資産	5,580	5,314
高速道路事業固定資産合計	94,986	92,124

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	17,644	18,296
減価償却累計額	4,195	5,060
建物（純額）	13,448	13,236
構築物	5,307	5,512
減価償却累計額	2,184	2,508
構築物（純額）	3,123	3,003
機械及び装置	896	1,036
減価償却累計額	506	587
機械及び装置（純額）	390	448
工具、器具及び備品	76	88
減価償却累計額	39	49
工具、器具及び備品（純額）	37	38
土地	68,221	67,513
リース資産	7	7
減価償却累計額	2	2
リース資産（純額）	5	4
建設仮勘定	115	41
有形固定資産合計	85,341	84,287
無形固定資産	67	41
関連事業固定資産合計	85,408	84,329
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	8,827	8,831
減価償却累計額	2,281	2,594
建物（純額）	6,545	6,236
構築物	783	782
減価償却累計額	333	371
構築物（純額）	450	411
機械及び装置	268	272
減価償却累計額	74	102
機械及び装置（純額）	194	170
車両運搬具	6	6
減価償却累計額	6	6
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	1,706	1,732
減価償却累計額	573	781
工具、器具及び備品（純額）	1,132	951
土地	11,374	11,322
リース資産	2,327	2,122
減価償却累計額	720	755
リース資産（純額）	1,606	1,367

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建設仮勘定	97	407
有形固定資産合計	21,401	20,867
無形固定資産	3,339	3,420
各事業共用固定資産合計	24,740	24,287
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	164	112
減価償却累計額	35	23
減損損失累計額	128	88
建物(純額)	-	-
構築物	29	1
減価償却累計額	12	1
減損損失累計額	17	0
構築物(純額)	-	-
土地	420	420
有形固定資産合計	420	420
その他の固定資産合計	420	420
投資その他の資産		
関係会社株式	4,631	4,917
長期貸付金	191	159
長期前払費用	1,670	1,695
その他の投資等	1,769	2,167
貸倒引当金	362	315
投資その他の資産合計	7,900	8,623
固定資産合計	213,456	209,785
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	542	456
繰延資産合計	542	456
資産合計	653,564	708,819

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	3 81,765	3 94,066
1年以内返済予定長期借入金	213	4
リース債務	266	252
未払金	3 13,501	3 14,464
未払費用	976	918
未払法人税等	-	3,088
預り連絡料金	3,341	3,555
預り金	3 18,567	3 23,296
受託業務前受金	3,281	3,907
前受金	2,140	1,777
前受収益	12	12
賞与引当金	1,319	1,376
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	160	132
回数券払戻引当金	183	176
その他の流動負債	13	1,678
流動負債合計	125,743	148,708
固定負債		
道路建設関係社債	1 309,602	1 304,722
道路建設関係長期借入金	10,000	45,202
その他の長期借入金	61	49
リース債務	1,435	1,182
繰延税金負債	-	50
受入保証金	3 4,868	3 5,079
退職給付引当金	58,075	58,686
役員退職慰労引当金	23	38
ETCマイレージサービス引当金	5,427	5,059
関門トンネル事業履行義務債務	4 1,381	4 2,138
資産除去債務	186	190
その他の固定負債	1	0
固定負債合計	391,062	422,398
負債合計	516,805	571,106

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	23,094	22,399
繰越利益剰余金	10,666	12,315
利益剰余金合計	33,761	34,715
株主資本合計	136,758	137,712
純資産合計	136,758	137,712
負債・純資産合計	653,564	708,819

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	506,290	557,498
道路資産完成高	153,615	99,391
その他の売上高	49,595	11,097
営業収益合計	709,501	667,987
営業費用		
道路資産賃借料	389,092	396,032
道路資産完成原価	153,615	99,391
管理費用	167,803	172,607
営業費用合計	710,511	668,031
高速道路事業営業損失()	1,010	43
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	2,381	2,882
受託業務収入	18,227	9,087
SA・PA事業収入	10,559	10,334
その他の事業収入	1,264	1,296
営業収益合計	32,433	23,600
営業費用		
直轄高速道路事業費	2,383	2,882
受託業務事業費	18,387	9,079
SA・PA事業費	6,310	6,261
その他の事業費用	2,890	3,702
営業費用合計	29,971	21,926
関連事業営業利益	2,461	1,673
全事業営業利益	1,451	1,629
営業外収益		
受取利息	21	18
有価証券利息	11	39
受取配当金	653	811
土地物件貸付料	518	503
工事負担金等受入額	178	364
雑収入	350	455
営業外収益合計	1,734	2,192
営業外費用		
支払利息	24	11
支払補償費	35	17
たな卸資産処分損	111	13
雑損失	68	39
営業外費用合計	240	81
経常利益	2,944	3,740

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	3 251	3 225
その他特別利益	43	0
特別利益合計	295	225
特別損失		
固定資産売却損	4 52	4 23
減損損失	5 399	5 -
損害賠償金	-	229
その他特別損失	24	33
特別損失合計	476	286
税引前当期純利益	2,763	3,679
法人税、住民税及び事業税	2,070	2,470
過年度法人税等	-	1,175
法人税等調整額	1,730	920
法人税等合計	340	2,725
当期純利益	2,423	953

【営業費用明細書】

(1)事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	金額(百万円)		金額(百万円)	
高速道路事業営業費用				
1. 道路資産賃借料		389,092		396,032
2. 道路資産完成原価		153,615		99,391
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費	74,048		74,746	
(2) 管理業務費	53,566		55,335	
(3) 一般管理費	40,188		42,525	
計		167,803		172,607
高速道路事業営業費用合計			710,511	
関連事業営業費用				
1. 直轄高速道路事業費				
(1) 直轄高速道路資産完成原価	2,383		2,882	
計		2,383		2,882
2. 受託業務事業費				
(1) 受託事業費	18,332		9,072	
(2) 一般管理費	54		7	
計		18,387		9,079
3. SA・PA事業費				
(1) SA・PA事業管理費	5,452		5,395	
(2) 一般管理費	858		865	
計		6,310		6,261
4. その他の事業費用				
(1) その他の事業管理費	2,102		2,068	
(2) 一般管理費	788		1,634	
計		2,890		3,702
関連事業営業費用合計			29,971	
全事業営業費用合計			740,483	
				668,031
				21,926
				689,957

(2)科目明細書

高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業費用					
1 道路資産賃借料			389,092		396,032
2 道路資産完成原価					
用地費					
土地代		2,430		2,115	
労務費		342		224	
外注費		640		121	
経費		3,275		923	
金利等		535		245	
一般管理費人件費		308		285	
一般管理費経費		220	7,752	388	4,304
建設費					
材料費		97		104	
労務費		3,003		2,256	
外注費		127,878		80,565	
経費		3,067		1,799	
金利等		3,958		2,034	
一般管理費人件費		3,729		2,675	
一般管理費経費		2,939	144,673	2,970	92,406
除却工事費用その他					
労務費		30		89	
外注費		1,069		2,380	
経費		6		23	
金利等		13		23	
一般管理費人件費		43		97	
一般管理費経費		27	1,190	65	2,679
			153,615		99,391

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
		金額(百万円)			金額(百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		3,853			4,565		
経費		70,195	74,048		70,180	74,746	
管理業務費							
人件費		2,104			2,324		
経費		51,462	53,566		53,011	55,335	
一般管理費							
人件費		9,886			8,705		
経費		30,301	40,188	167,803	33,819	42,525	172,607
営業外費用							
支払補償費			35			17	
たな卸資産処分損			111			13	
雑損失			47	193		30	61
特別損失							
固定資産売却損			3			14	
減損損失			28			-	
損害賠償金			-			229	
その他特別損失			3	35		15	260
高速道路事業営業費用等合計				710,741			668,352
法人税、住民税及び事業税			45			193	
過年度法人税等			-			92	
法人税等調整額			37	7		72	213
高速道路事業総費用合計				710,748			668,566

直轄高速道路事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		21	0.9	14	0.5
経費		2,351	98.7	2,862	99.3
一般管理費		10	0.4	5	0.2
当期総製造費用		2,383	100.0	2,882	100.0
期首受託業務前払金		-		-	
合計		2,383		2,882	
期末受託業務前払金		-		-	
直轄高速道路事業費		2,383		2,882	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
外注費	2,302	外注費	2,826
その他経費	48	その他経費	36

受託業務事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		229	1.4	121	1.3
経費		15,421	97.5	8,786	97.5
一般管理費		170	1.1	106	1.2
当期総製造費用		15,820	100.0	9,014	100.0
期首受託業務前払金		4,529		1,963	
合計		20,350		10,977	
期末受託業務前払金		1,963		1,897	
受託業務事業費		18,387		9,079	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
外注費	14,274	外注費	8,186
土地代及び補償費	234	土地代及び補償費	141

S A・P A事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		16	0.3	25	0.5
労務費		249	4.6	226	4.2
経費		5,186	95.1	5,143	95.3
S A・P A事業管理費		5,452	100.0	5,395	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	2,372	業務委託費	2,239
減価償却費	1,209	減価償却費	1,209

その他の事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		493	23.5	488	23.6
経費		1,608	76.5	1,580	76.4
その他の事業管理費		2,102	100.0	2,068	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度(百万円)	項目	当事業年度(百万円)
業務委託費	872	業務委託費	893
清掃料	233	租税公課	203

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は次のとおりです。

前事業年度 合計41,889百万円

当事業年度 合計45,032百万円

このうち主なものは次のとおりです。

このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	6,985百万円
賞与引当金繰入額	511百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円
減価償却費	945百万円
E T Cマイレージサービス	5,427百万円
引当金繰入額	
利用促進費	20,478百万円
業務委託費	2,660百万円

給与手当	6,593百万円
賞与引当金繰入額	529百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円
減価償却費	1,051百万円
E T Cマイレージサービス	5,059百万円
引当金繰入額	
利用促進費	21,321百万円
業務委託費	2,373百万円

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	47,500	47,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	47,500	47,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	47,500	47,500
その他資本剰余金		
当期首残高	7,997	7,997
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,997	7,997
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	22,011	23,094
当期変動額		
別途積立金の積立	1,082	-
別途積立金の取崩	-	694
当期変動額合計	1,082	694
当期末残高	23,094	22,399
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,325	10,666
当期変動額		
別途積立金の積立	1,082	-
別途積立金の取崩	-	694
当期純利益	2,423	953
当期変動額合計	1,341	1,648
当期末残高	10,666	12,315
株主資本合計		
当期首残高	134,335	136,758
当期変動額		
当期純利益	2,423	953
当期変動額合計	2,423	953
当期末残高	136,758	137,712
純資産合計		
当期首残高	134,335	136,758
当期変動額		
当期純利益	2,423	953
当期変動額合計	2,423	953
当期末残高	136,758	137,712

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 仕掛道路資産
個別法による原価法によっています。
仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。
なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。
- (2) 原材料・貯蔵品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号)を適用しています。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
道路建設関係社債	309,602百万円 (額面額 310,400百万円)	304,722百万円 (額面額 305,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構に引き渡した社債	175,000	175,000

2 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	4,387,963百万円	4,291,226百万円
東日本高速道路株式会社	19,214	12,385
中日本高速道路株式会社	12,172	8,552
計	4,419,349	4,312,164

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っております。

日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	11,736百万円	9,390百万円

民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	474,682百万円	435,480百万円

3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産		
短期貸付金	- 百万円	728百万円
流動負債		
高速道路事業営業未払金	13,867	15,837
未払金	1,908	1,846
預り金	18,385	23,137
固定負債		
受入保証金	937	937

4 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額	100,000百万円	100,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000	100,000

(損益計算書関係)

1 研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	1,765百万円	636百万円

2 関係会社との取引は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
関係会社より受取配当金	653百万円	811百万円

3 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物	2百万円	61百万円
車両運搬具	34	39
土地	215	124

4 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物	- 百万円	2百万円
構築物	-	6
機械及び装置	2	7
土地	49	6

5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

場所	用途	種類
山口県下関市壇之浦町ほか	遊休資産	建物及び構築物、土地

当社は、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(399百万円)として特別損失に計上しています。その内訳は、建物131百万円、構築物17百万円、土地249百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、売却が困難である遊休資産については備忘価額をもって評価しています。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当事業年度において、減損損失はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度(平成23年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	12百万円	7百万円	4百万円
工具、器具及び備品	619	498	120
合計	631	506	125

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しています。

当事業年度(平成24年3月31日)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	12百万円	9百万円	2百万円
合計	12	9	2

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しています。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	122百万円	1百万円
1年超	2	0
合計	125	2

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める
割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しています。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	264百万円	122百万円
減価償却費相当額	264	122

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	338,163百万円	377,656百万円
1年超	18,625,579	18,297,888
合計	18,963,743	18,675,544

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 - 加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 - 実績料金収入）が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	199百万円	199百万円
1年超	671	471
合計	871	670

（有価証券関係）

前事業年度（平成23年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式3,446百万円、関連会社株式1,185百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成24年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式3,446百万円、関連会社株式1,471百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
継続損益工事費	1,397百万円	1,588百万円
賞与引当金	535	522
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	65	47
退職給付引当金	23,597	20,887
E T Cマイレージサービス引当金	2,205	1,800
事業税	167	266
繰延資産	189	133
ハイウェイカード前受金	364	302
E T C前受金	421	273
減価償却費	476	498
その他	497	1,989
繰延税金資産小計	29,917	28,311
評価性引当額	27,467	24,891
繰延税金資産合計	2,450	3,420
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	50
繰延税金負債合計	-	50
繰延税金資産の純額	2,450	3,370

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
(調整)		
評価性引当額	15.9	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.4	8.9
税額控除	5.7	5.0
過年度法人税等	-	32.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	6.5
源泉所得税	4.8	4.6
その他	2.1	4.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.3	74.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付けで「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(法律第117号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しています。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が230百万円減少し、法人税等調整額が230百万円、増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14～28年と見積り、割引率は1.702～2.291%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
期首残高 (注)	166百万円	186百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15	0
時の経過による調整額	3	3
期末残高	186	190

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年 3月31日 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年 3月31日 企業会計基準適用指針第21号)を適用したことによる期首時点における残高です。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
1株当たり純資産額	1,439.56円	1株当たり純資産額	1,449.61円
1株当たり当期純利益金額	25.51円	1株当たり当期純利益金額	10.04円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	2,423	953
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,423	953
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会の決議（社債1,300億円以内）に基づき、平成24年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第14回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	250億円
利率	年0.277パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成24年5月8日
償還期日	平成27年3月20日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

2. 重要な契約の変更

当社は、平成24年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定」を平成24年4月17日付けで締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道西宮線等」の事業変更許可申請（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項）を行い平成24年4月20日付けで許可を受けています。

これにより、平成24年度から平成62年度に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ支払う道路資産のリース料は、195,493億円から187,340億円に減額されることとなっています。

なお、実績料金収入が協定において定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動した場合には、リース料の金額もそれに連動して変動することとされています。

また、「2 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（リース取引関係）」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	380,061百万円
1年超	17,518,972
合計	17,899,034

3. 重要な子会社の設立

当社は、平成23年11月17日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社L i g a r i c（リーガレック）を平成24年4月2日に設立しました。

目的	ナノバブル（ナノサイズの微細気泡）技術を清掃など道路事業における活用から農業など多様な分野への適用拡大を目的としています。
商号	株式会社L i g a r i c
事業内容	ナノバブル関連事業
設立年月日	平成24年4月2日
所在地	大阪府吹田市
代表者	代表取締役社長 南大津 等
資本金	75百万円
取得する株式の数	10,000株
取得価額	100百万円
取得後の持分比率	当社66.7%（株式会社協和機設33.3%）

4. 株式取得による会社等の買収

(1) 株式会社富士技建

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社富士技建の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しました。

目的	橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としています。
商号	株式会社富士技建
事業内容	道路及び附帯する施設の維持修繕工事及び補修技術開発
資本金	80百万円
取得する株式の数	235,000株
取得価額	425百万円
取得後の持分比率	100%

(2) 株式会社ドーユー大地

当社は、平成24年5月17日開催の取締役会において、株式会社ドーユー大地の株式を取得することを決議し、平成24年5月23日に実行しました。

目的	橋梁の点検から補修までをグループ自らが一貫して行うトータルマネジメントの確立を目的としています。
商号	株式会社ドーユー大地
事業内容	道路及び附帯する施設の調査設計
資本金	70百万円
取得する株式の数	3,867株
取得価額	137百万円
取得後の持分比率	100%

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	70,000	70,000
計			70,000	70,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)	
高速道路 事業	有形固 定資産	建物	1,749	30	14	1,765	-	569	95	1,195
		構築物	30,922	3,764	282	34,405	-	5,427	984	28,977
		機械及び装置	93,976	7,396	2,257	99,116	-	52,552	10,803	46,563
		車両運搬具	13,314	1,914	187	15,041	-	10,858	1,878	4,183
		工具、器具及び 備品	6,314	635	372	6,577	-	4,276	729	2,300
		土地	0	808	808	0	-	-	-	0
		建設仮勘定	4,223	17,214	17,849	3,588	-	-	-	3,588
	計	150,502	31,764	21,772	160,494	-	73,684	14,491	86,809	
	無形固定資産	10,067	1,333	6	11,394	-	6,079	1,596	5,314	
	合 計	160,569	33,097	21,778	171,888	-	79,764	16,088	92,124	
関連事業	有形固 定資産	建物	17,644	806	154	18,296	-	5,060	860	13,236
		構築物	5,307	258	53	5,512	-	2,508	340	3,003
		機械及び装置	896	141	1	1,036	-	587	82	448
		工具、器具及び 備品	76	19	7	88	-	49	10	38
		土地	68,221	60	768	67,513	-	-	-	67,513
		リース資産	7	-	-	7	-	2	0	4
		建設仮勘定	115	1,417	1,490	41	-	-	-	41
	計	92,269	2,703	2,476	92,496	-	8,209	1,295	84,287	
無形固定資産	153	3	19	137	-	96	11	41		
合 計	92,423	2,707	2,495	92,634	-	8,305	1,307	84,329		
各事業共 用	有形固 定資産	建物	8,827	101	97	8,831	-	2,594	348	6,236
		構築物	783	6	7	782	-	371	40	411
		機械及び装置	268	5	1	272	-	102	28	170
		車両運搬具	6	-	0	6	-	6	0	0
		工具、器具及び 備品	1,706	92	65	1,732	-	781	265	951
		土地	11,374	-	51	11,322	-	-	-	11,322
		リース資産	2,327	-	204	2,122	-	755	239	1,367
		建設仮勘定	97	2,450	2,140	407	-	-	-	407
	計	25,391	2,656	2,569	25,479	-	4,611	(524) 923	(14,466) 20,867	
	無形固定資産	7,617	1,115	21	(5,111) 8,711	-	5,291	1,030	3,420	
合 計	33,009	3,771	2,591	34,190	-	9,902	1,953	24,287		

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
その他の 固定資産	建物	164	12	64	112	88	23	-	-
	構築物	29	-	28	1	0	1	-	-
	土地	420	13	13	420	-	-	-	420
		614	25	105	533	88	25	-	420
投資その他の資産	長期前払費用	3,983	404	102	4,286	-	2,591	296	1,695
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	796	134	145	784	-	328	220	456
	繰延資産計	796	134	145	784	-	328	220	456

(注) 1. () 内は、高速道路事業配賦分を表示しています。

2. 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所、技術事務所及び宿舍等です。

3. 配賦基準は勤務時間比によっています。

4. 高速道路事業有形固定資産(機械及び装置)の当期増加額の主なものは、ETC設備及び料金収受機械6,488百万円の取得等によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	382	258	75	234	330
賞与引当金	1,319	1,376	1,319	-	1,376
ハイウェイカード偽造損失補てん引 当金	160	-	27	-	132
回数券払戻引当金	183	-	7	-	176
役員退職慰労引当金	23	19	3	-	38
ETCマイレージサービス引当金	5,427	5,059	5,427	-	5,059

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替え及び回収によるものです。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	1,024
預金	
普通預金	11,563
当座預金	1,555
小計	13,119
合計	14,143

ロ．高速道路事業営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社ジェーシービー	6,901
三井住友カード株式会社	6,403
三菱UFJニコス株式会社	4,781
ユーシーカード株式会社	4,188
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,972
その他	28,006
合計	54,253

滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
72,064	646,979	664,790	54,253	7.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれています。

八．未収入金
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国土交通省	3,617
阪神高速道路株式会社	395
神戸市	236
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	44
中日本高速道路株式会社	32
その他	1,168
合計	5,494

滞留状況

当期首残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/(A+B)) (%)
10,138	41,220	45,864	5,494	10.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれています。

二．有価証券 70,000百万円

内訳は、「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 附属明細表 有価証券明細表」に記載しています。

ホ．たな卸資産
仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	77,750	15,245	2,115	90,880
	労務費	2,425	613	224	2,814
	外注費	10,673	1,342	121	11,894
	経費	33,154	5,456	923	37,686
	金利等	5,109	2,341	245	7,205
	一般管理費人件費	2,821	573	285	3,109
	一般管理費経費	2,656	636	388	2,904
	計	134,591	26,210	4,304	156,496
建設費	材料費	90	83	104	70
	労務費	8,181	3,568	2,256	9,492
	外注費	114,875	98,177	80,565	132,488
	経費	8,697	4,479	1,799	11,377
	金利等	4,171	2,640	2,034	4,777
	一般管理費人件費	9,965	3,320	2,675	10,610
	一般管理費経費	9,939	3,649	2,970	10,617
	計	155,922	115,918	92,406	179,434
除却工 事費用	労務費	1	89	89	1
	外注費	169	2,273	2,380	62
	経費	0	23	23	0
	金利等	1	22	23	1
	一般管理費人件費	2	97	97	1
	一般管理費経費	1	66	65	3
	計	178	2,572	2,679	70
合計	290,691	144,701	99,391	336,001	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高(百万円)
東九州自動車道	101,381
近畿自動車道名古屋神戸線	100,603
四国横断自動車道阿南四万十線	62,198
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	19,429
近畿自動車道天理吹田線	11,670
その他	40,718
合計	336,001

原材料

内訳	金額(百万円)
緑化資材	583
その他の原材料	172
合計	755

貯蔵品

内訳	金額(百万円)
発生材	201
その他	777
合計	978

固定資産

イ．有形固定資産 192,385百万円

内訳は、「2 財務諸表等(1) 財務諸表 附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しています。

流動負債

イ．高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	50,146
西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	3,855
東日本高速道路株式会社	3,838
西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	1,903
西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	1,801
その他	32,520
合計	94,066

ロ．未払金
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
三菱重工業株式会社	1,892
川田工業株式会社・株式会社駒井ハルテック京都縦貫自動車道長岡京第3高架橋（鋼上部工）工事特定建設工事共同企業体	1,853
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	1,014
三井住友建設株式会社・株式会社不動テトラ東九州自動車道丸目トンネル（その2）工事特定建設工事共同企業体	815
中日本高速道路株式会社	598
その他	8,291
合計	14,464

固定負債

イ．道路建設関係社債 304,722百万円

内訳は、「1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表」に記載しています。

ロ．道路建設関係長期借入金
借入先別内訳

借入先	金額（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	7,582
株式会社三井住友銀行	4,672
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,640
農林中央金庫	4,590
信金中央金庫	4,078
その他	19,640
合計	45,202

ハ．退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	86,265
未認識数理計算上の差異	4,958
年金資産	22,620
合計	58,686

（3）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第6期)(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)平成23年6月29日近畿財務局長に提出。
- (2) 半期報告書
(第7期中)(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)平成23年12月26日近畿財務局長に提出。
- (3) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類
平成23年12月27日近畿財務局長に提出
- (4) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成23年5月12日、平成23年9月9日、平成24年2月3日及び平成24年4月27日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第14回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。なお、西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成20年3月31日付で、西日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成21年6月30日付で、西日本高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成21年12月28日付で、西日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）、西日本高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）及び西日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年3月31日付で、西日本高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年9月30日付で、西日本高速道路株式会社第9回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成22年12月28日付で、西日本高速道路株式会社第10回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成23年6月30日付で、西日本高速道路株式会社第11回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、平成23年9月30日付で、西日本高速道路株式会社第12回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は平成24年3月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。（西日本高速道路株式会社第1回社債については平成21年12月18日、西日本高速道路株式会社第2回社債については平成22年9月17日、西日本高速道路株式会社第3回社債については平成23年9月20日、西日本高速道路株式会社第4回社債については平成23年12月20日、西日本高速道路株式会社第5回社債については平成24年3月19日に機構により償還されております。）

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

< 対象となる社債 >

(有価証券報告書提出日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注1)	平成19年3月20日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注2)	平成19年10月16日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注3)	平成20年10月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注4)	平成21年2月17日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注5)	平成21年5月20日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注6)	平成21年10月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注6)	平成22年2月17日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注7)	平成22年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注8)	平成22年10月13日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注9)	平成23年2月16日	20,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注10)	平成23年5月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳の債務引受条項付) (注11)	平成23年9月15日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月9日	15,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月8日	25,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成21年12月18日に機構により償還されております。
- 平成20年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成22年9月17日に機構により償還されております。
 - 平成21年6月30日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成23年9月20日に機構により償還されております。
 - 平成21年12月28日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成23年12月20日に機構により償還されております。
 - 平成22年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされ、平成24年3月19日に機構により償還されております。
 - 平成22年3月31日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
 - 平成22年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
 - 平成22年12月28日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
 - 平成23年6月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
 - 平成23年9月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。
 - 平成24年3月30日付で機構により重畳的に債務引受けされております。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成24年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号

子会社及び関連会社はございません。

役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成23年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

資本金及び資本構成 平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

資本金	5,114,374百万円
政府出資金	3,800,771百万円
地方公共団体出資金	1,313,603百万円
資本剰余金	845,591百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	3,349百万円
損益外減損損失累計額	2,061百万円
利益剰余金	2,202,401百万円
純資産合計	8,162,367百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- () 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - () 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - () 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - () 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - () 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - () 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - () 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - () 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) () の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- () 機構法
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - () 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - () 通則法
 - () 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - () 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

西日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 正紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。